



第五次滋賀県廃棄物処理計画

令和3年（2021年）7月

滋 賀 県

目 次

第1章 計画の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	3
第3節 計画期間	3

第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計

第1節 廃棄物処理等の現況

1 一般廃棄物	4
2 産業廃棄物	6

第2節 第四次滋賀県廃棄物処理計画の達成状況

第3節 本県における廃棄物排出量および処理量に係る将来推計

1 一般廃棄物	9
2 産業廃棄物	10

第3章 計画の基本方針

第4章 計画の目標

第1節 目標設定の考え方

第2節 目標等

第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性

第1節 目標達成に向けた重点取組・施策

1 プラスチックごみの発生抑制等の推進	17
2 食品ロス削減の推進	20
3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築	23

第2節 その他目標達成に向けた不断の取組・施策

1 3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組の推進	
(1) 一般廃棄物	26
(2) 産業廃棄物	29
2 廃棄物の適正処理の推進	
(1) 一般廃棄物	31
(2) 生活排水	33
(3) 散在性ごみ対策	34
(4) 産業廃棄物	35
(5) 不法投棄対策等	38
(6) 旧R Dエンジニアリング社最終処分場問題への対応	39

3 循環型社会の進展につなげる施策の推進	
（1）環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画の運用	40
（2）公共施設等の老朽化対策	40
（3）環境関連産業の振興	41
（4）バイオマスの利活用の推進	41
（5）環境学習の推進	42
（6）持続可能な社会を目指した消費者行動の促進	42

第6章 関係主体の役割

第1節 基本的な考え方	43
第2節 各主体の役割	
1 県民の役割	43
2 NPO等の各種団体の役割	43
3 事業者の役割	44
4 市町の役割	44
5 県の役割	44

第7章 計画の推進体制および進行管理

第1節 推進体制	45
第2節 進行管理	45

資料編

- 1 将来予測および計画の目標値等
- 2 令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果
- 3 滋賀県環境審議会での審議経過等

第1章 計画の趣旨等

第1節 計画策定の趣旨

私たちの暮らしは、社会や経済の発展とともに急速に便利で快適なものになりました。一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄の経済社会システムが環境に大きな負荷を与えてきたことから、こうした経済社会システムを見直し、循環型社会の形成に向けて取組を推進していく必要があります。

国は、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減するため、平成12年（2000年）に循環型社会形成推進基本法¹を制定し、同法に基づく「循環型社会形成推進基本計画」²により、リデュース（Reduce：発生抑制）³、リユース（Reuse：再使用）⁴、リサイクル（Recycle：再生利用）の3Rや適正処理に係る各種施策に取り組むとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）の改正および各種リサイクル法⁵の制定をはじめとする関係法令の整備を進めてきました。

平成27年（2015年）9月には、国連サミットでSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）⁶が採択され、17のゴールと169のターゲットが設定され、そのうち国が特に注力すべき「優先課題8分野」を掲げており、廃棄物関係においては、具体的な施策等として「海洋ごみ対策（含む海洋プラスチックごみ）の推進」、「食品廃棄物の削減や活用」が挙げられています。特に、海洋ごみ対策では、陸上から流出するプラスチックごみ等による海洋環境汚染が世界的に問題となり、令和元年（2019年）5月に「プラスチック資源循環戦略」⁷を策定し、同年6月に大阪で開催されたG20でも新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルーオーシャンビジョン」が採択されました。食品廃棄物では、国民運動として食品ロスの削減を推進するため「食品ロスの削減の推進に関する法律」が令和元年（2019年）10月から施行されました。

¹ 平成12年に制定された法律で、循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めたもの。

² 循環型社会形成推進基本法に基づき、我が国全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策についての基本的な方針などを定める計画。

³ 廃棄物の発生自体を抑制すること。ごみになるものを断る・受け取らない行動であるリフューズも本計画では、リデュースの一部として整理。

⁴ いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用すること。壊れた物を廃棄せず修理（リペア）して再使用することも本計画ではリユースとして整理。

⁵ 本計画では、本文中において、次のとおり略称を使用して記載します（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法））。

⁶ 平成27年の国際連合総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において設定された、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的（ユニバーサル）な目標。17の目標と169のターゲットで構成される。

⁷ 資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。

また、地球温暖化対策の新たな国際的枠組みとして、平成 27 年（2015 年）にパリ協定が採択され、廃棄物減量を通じた温室効果ガスの削減が期待されています。

本県においても、「滋賀県環境総合計画」⁸に基づき、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたほか、廃棄物の発生抑制等による減量や適正処理の観点から循環型社会の形成を推進するため、平成 14 年（2002 年）3 月に「滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、その後、三回の見直しを行いながら、各種施策に取り組んできました。平成 28 年 7 月策定の「第四次滋賀県廃棄物処理計画」（以下「第四次計画」という。）の計画期間が令和 2 年度に終了することから、前述した世界の趨勢を踏まえた新たな計画の策定が必要です。

本県には、近江商人の「売り手よし、買い手よし、世間よし」という「三方よし」の思想が現在にも引き継がれています。これは、世界の潮流であり「経済」、「社会」、「環境」のバランスを図る総合的な取組である S D G s の考え方を先取ったものということもでき、生かすべき本県の特徴です。また、令和 3 年（2021 年）7 月 1 日には、「琵琶湖」を切り口とした 2030 年の持続可能社会への目標として、「M L G s（Mother Lake Goals：琵琶湖版 S D G s）」⁹が策定されました。

そこで、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、衛生目的を中心としたプラスチックをはじめ排出実態に変化等が生じている現状においても、循環型社会の形成をより一層進めるため、本県の特徴である「三方よし」や「M L G s」の理念を活用するとともに、これまでの廃棄物処理の状況や第四次計画の目標や施策の達成状況、廃棄物の排出量等に係る将来予測、「第五次滋賀県環境総合計画」、国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」やその他の計画・方針等を踏まえ、「第五次滋賀県廃棄物処理計画」を策定することとします。

本計画が貢献する S D G s のゴール・ターゲットは、以下のとおりです。

	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	13.2 気候変動対策を国別の政策、戦略及び計画に盛り込む。
	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

⁸ 本県の環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。

⁹ より多くの多様な主体が琵琶湖を守るための自発的、主体的な取組を通じて S D G s をより自分ごととして捉えられるよう、S D G s と地域・現場の取組との間におく目標のことであり、散在性ごみの減少などの行動も含め、13 のゴールを定めている。

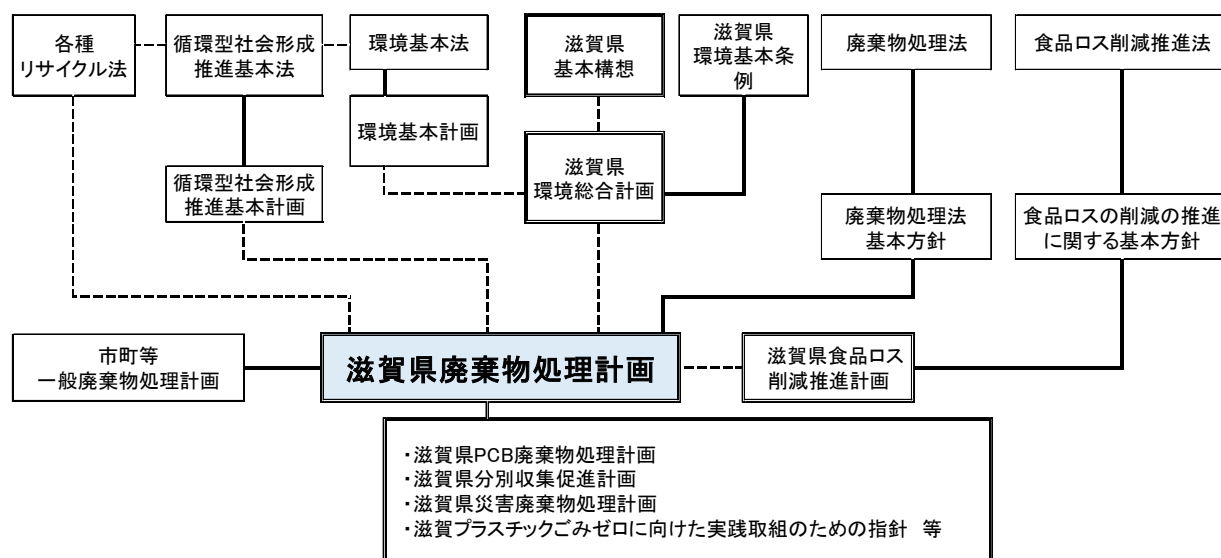
第2節 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定により、都道府県に策定が義務付けられた法定計画であり、同法第5条の2の規定に基づき国が策定する「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に即して策定するものです。

本計画は、「滋賀県環境総合計画」の分野別計画として、当該総合計画の基本的方向性を取り込み、国の関係法令・計画・方針と整合性を図り、本県で取り組むべき廃棄物処理および資源循環に関する施策を総合的に推進する役割を担うものです。

また、各市町等の一般廃棄物処理計画と一体となって取り組むための計画です。

図表1 主な関係法令・関係計画等との関係



第3節 計画期間

計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、今後の経済・社会や環境を取り巻く状況、廃棄物処理および資源循環に関する法制度の改正等の内容によっては、必要に応じて見直し等を行います。

第2章 本県の廃棄物の現状と廃棄物排出量等の将来推計

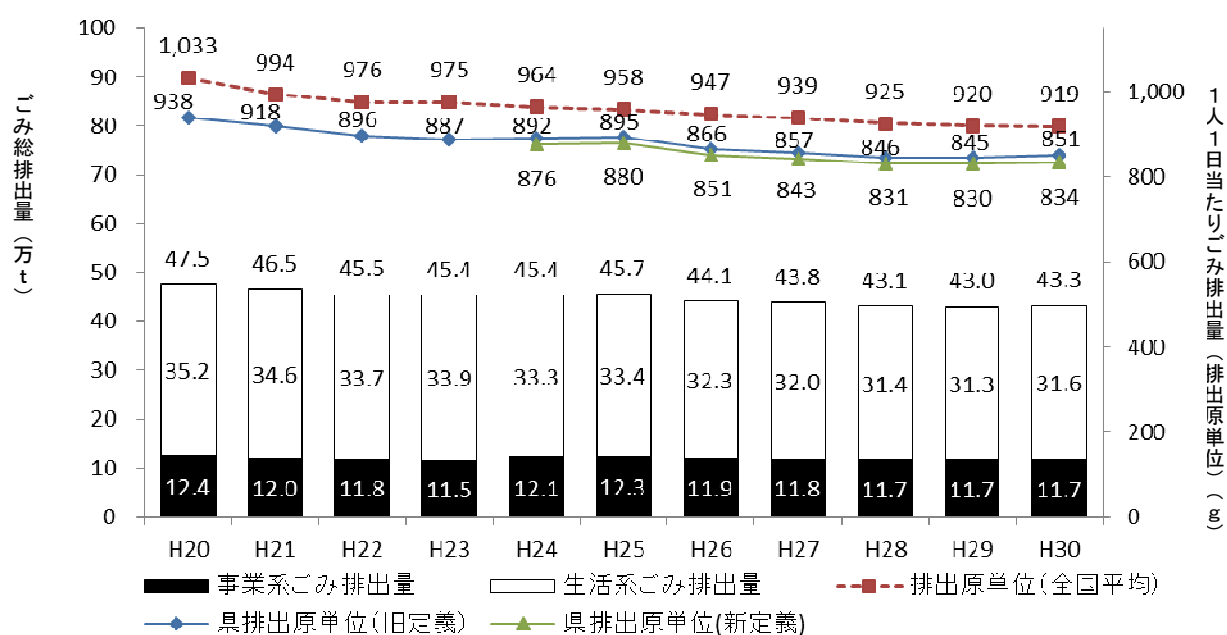
第1節 廃棄物処理等の現況

1 一般廃棄物

(1) 排出量

本県のごみ総排出量および1人1日当たりごみ排出量（排出原単位）は、平成24年度および25年度ともにやや増加がみられましたが、平成26年度以降は再び減少傾向にあります。

図表2 一般廃棄物の排出量等の推移



※ 住民基本台帳法改正に伴いH24年度より総人口に外国人口を含むこととなったため、1人1日当たりごみ排出量は、H24以降は「新定義(外国人口含む)」と「旧定義(外国人口含まない)」の数値をグラフ上に併記。

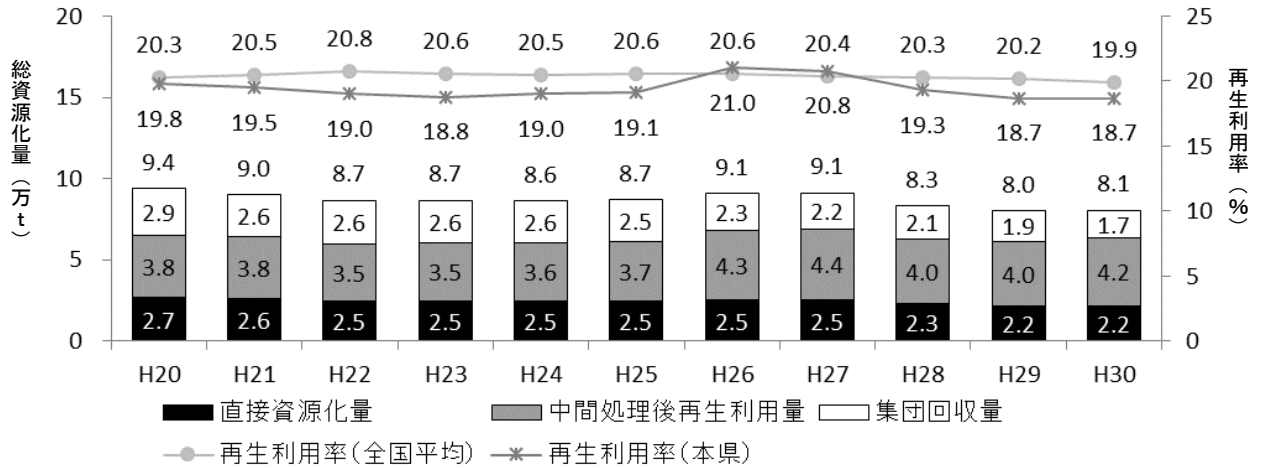
(2) 総資源化量・再生利用率

総資源化量は、平成28年度から約8万tで推移しています。再生利用率（リサイクル率）は、平成27年度から再び低下しています。

近年、総資源化量の減少や再生利用率の低下がみられた背景には、容器の軽量化や集団回収量の減少、紙媒体の減少、スーパーマーケット等の小売店舗における店頭回収¹⁰の増加等の影響があると推測されます。

¹⁰ スーパーマーケット等の小売店舗が店舗前で実施する自主的な資源回収の取組をいう。

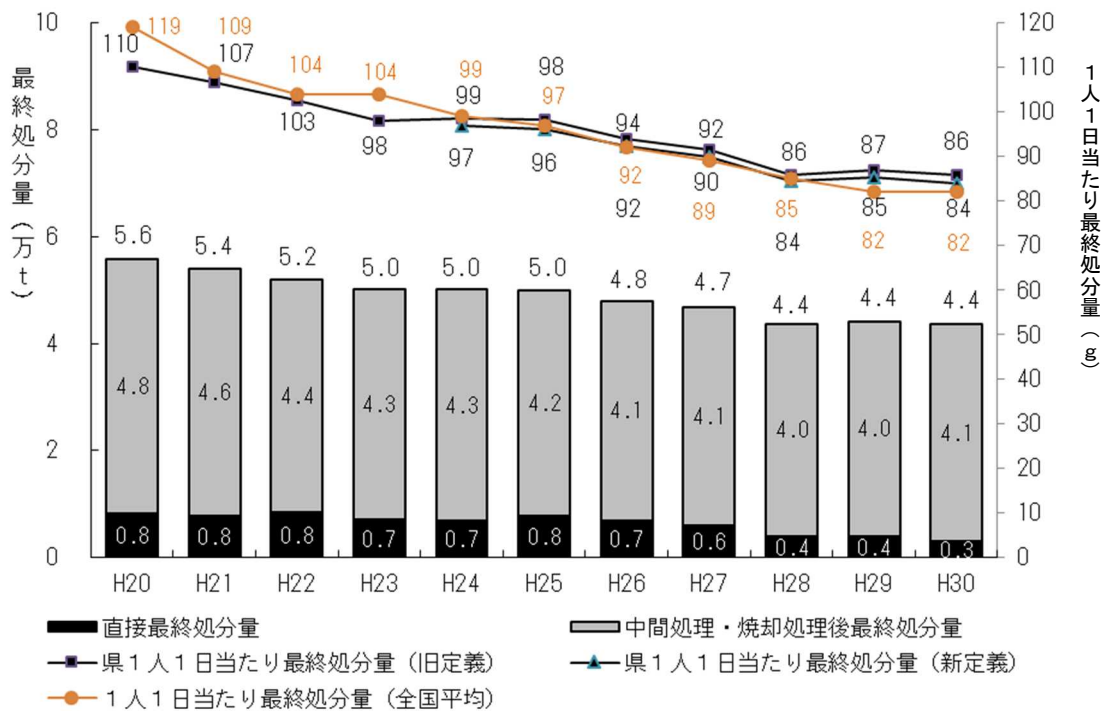
図表3 一般廃棄物の再生利用率等の推移



(3) 最終処分量

最終処分量および1人1日当たり最終処分量は、平成28年度までは減少傾向にありましたが、平成29年度以降は横ばいとなっています。

図表4 一般廃棄物の最終処分量の推移



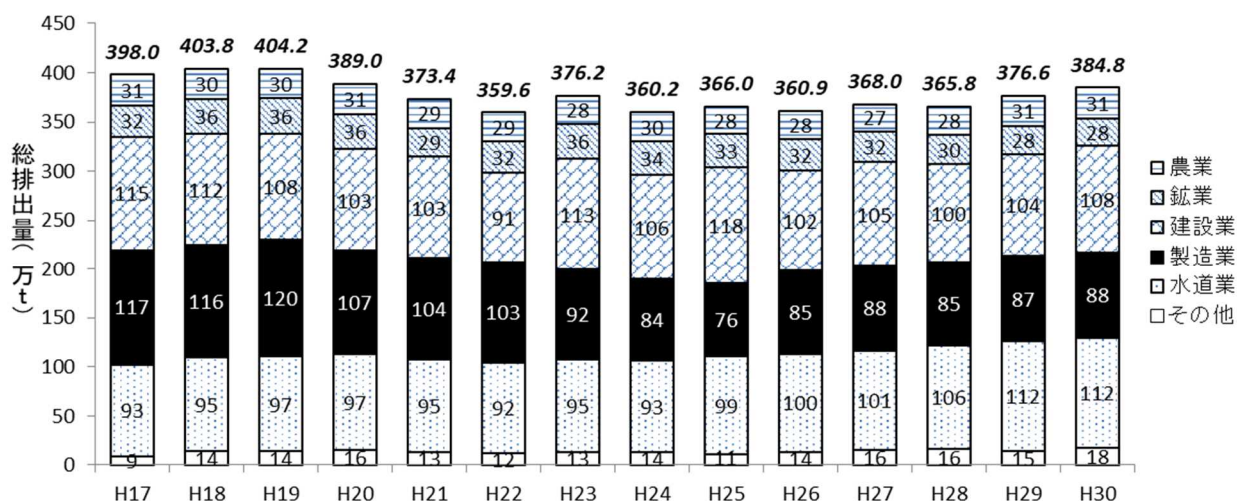
2 産業廃棄物

(1) 排出量

産業廃棄物の総排出量は、景気動向に左右される面がありますが、平成 21 年度以降、微増微減を繰り返しており、平成 30 年度には 384.8 万 t となっています。

業種別では、水道業（下水道業を含む）、建設業、製造業が大半を占めています。

図表 5 産業廃棄物の排出量の推移

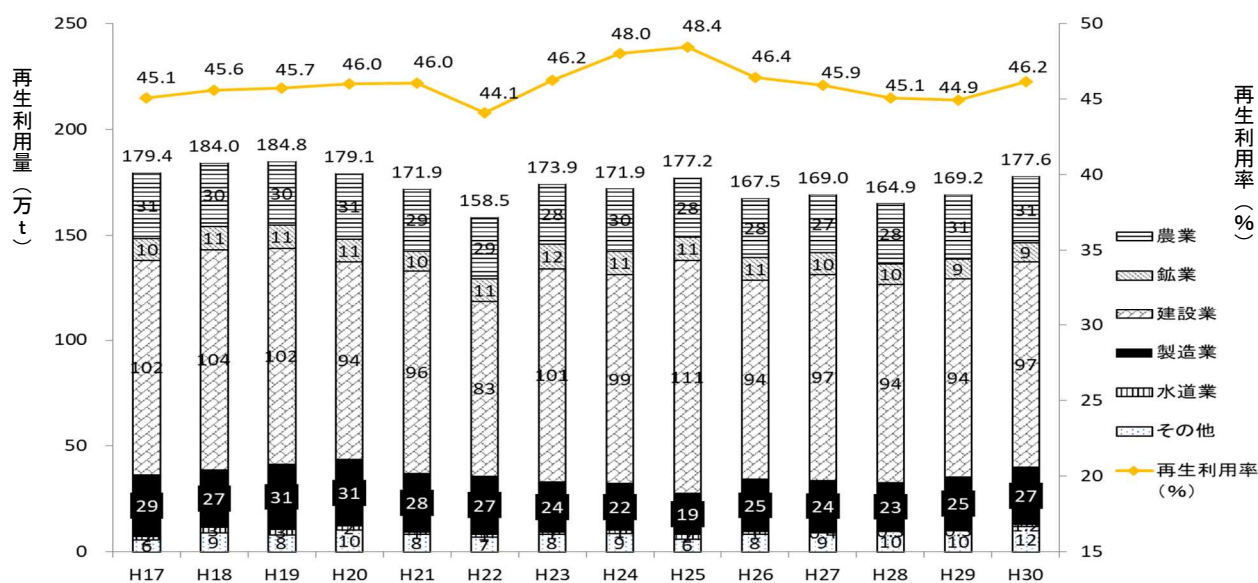


(2) 再生利用量

産業廃棄物の再生利用量は、平成 23 年度以降、微増微減を繰り返しています。

再生利用率は、平成 26 年度以降、低下傾向でしたが、平成 30 年度は増加に転じています。

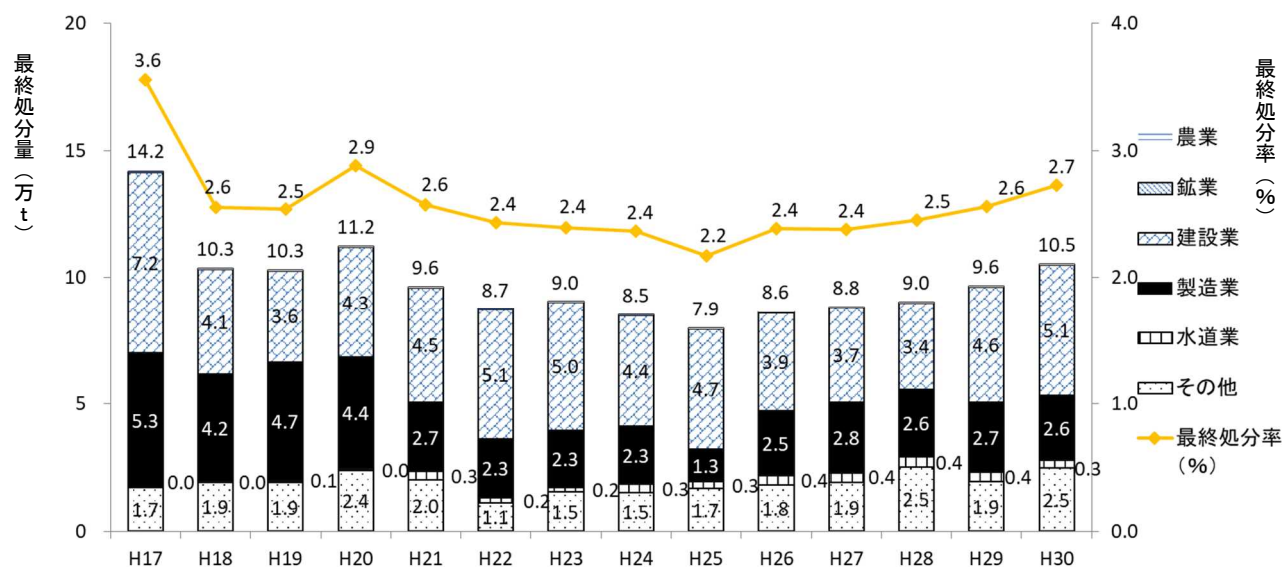
図表 6 産業廃棄物の再生利用量の推移



(3) 最終処分量

産業廃棄物の最終処分量および最終処分率は、平成 21 年度以降、微増微減を繰り返していますが、近年は上昇傾向にあります。

図表 7 産業廃棄物の最終処分量の推移



第 2 節 第四次滋賀県廃棄物処理計画の達成状況

第四次計画（H28～R2）の目標に係る数値の推移は、以下のとおりです。

図表 8 第四次計画の数値目標の達成状況

<減量に係る目標>

① 一般廃棄物

目標項目		実績値							目標値	達成状況
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
1人1日当たり ごみ排出量	g	876	880	851	843	831	830	834	837	820 未達成
1人1日当たり 最終処分量	g	97	96	92	90	84	85	84	84	82 未達成

② 産業廃棄物

目標項目		実績値							目標値	達成状況
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
最終処分量	万t	8.5	7.9	8.6	8.8	9.0	9.6	10.5	10.2	7.4 未達成

<取組に係る目標>

目標項目		実績値								目標値	達成状況
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	51.6	89.2	89.7	89.9	89.5	89.6	89.4	90.1	80以上 (計画期間中)	達成
滋賀県災害廃棄物処理計画の策定	—	—	—	—	—	—	策定	—	—	計画策定 (平成29年度)	達成
定点観測による 散在性ごみ個数	個	16	11	13	10	12	11	10	10	11.3以下 (計画期間中)	未達成
電子マニフェスト利用率	%	32.6	36.8	39.6	43.5	44.9	49.3	52.4	54.3	50以上 (計画期間中)	未達成
廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率 ※一廃処理施設含む	%	99.7	100	100	100	100	100	100	100	100 (計画期間中)	達成
産業廃棄物不法投棄等の 発生年度内解決率	%	86.4	89.1	85	86.8	86.1	89.8	88.9	79.3	85以上 (計画期間中)	未達成

<参考指標>

① 一般廃棄物

参考指標項目		実績値								目標達成時に 見込まれる将来値
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	万t	45.4	45.7	44.1	43.8	43.1	43.0	43.3	43.5	42.5
総資源化量	万t	8.6	8.7	9.1	9.1	8.3	8.0	8.1	7.7	9.5
再生利用率	%	19.0	19.1	21.0	20.8	19.3	18.7	18.7	17.8	22.4
最終処分量	万t	5.0	5.0	4.8	4.7	4.4	4.4	4.4	4.3	4.3

② 産業廃棄物

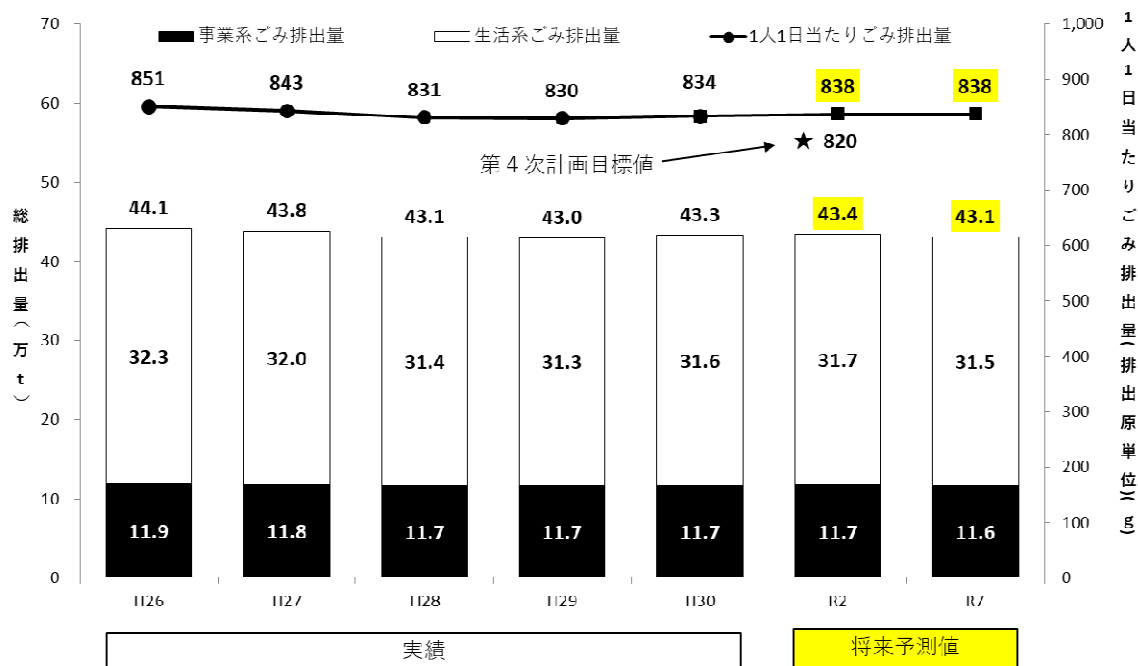
参考指標項目		実績値								目標達成時に 見込まれる将来値
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
総排出量	万t	360	366	361	368	366	377	385	376	365
発生量	万t	199	202	201	204	195	202	211	204	203
再生利用量	万t	172	177	167	169	165	169	178	173	177
再生利用率	%	48	48	46	46	45	45	46	46	49

第3節 本県における廃棄物排出量および処理量に係る将来推計

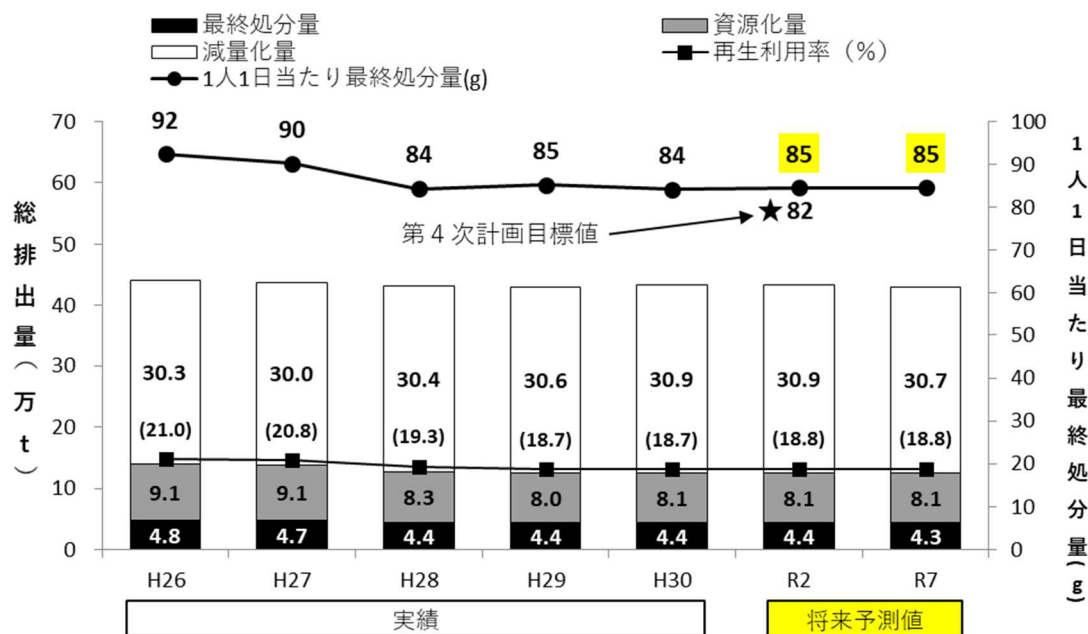
1 一般廃棄物

一般廃棄物の総排出量および処理量は、近年の傾向が継続するものと仮定すると令和7年度に総排出量は約43.1万t、処理量の内訳は、減量約30.7万t、総資源化量約8.1万t、最終処分量約4.3万tと推計されます。

図表9 一般廃棄物の排出量の将来見込み



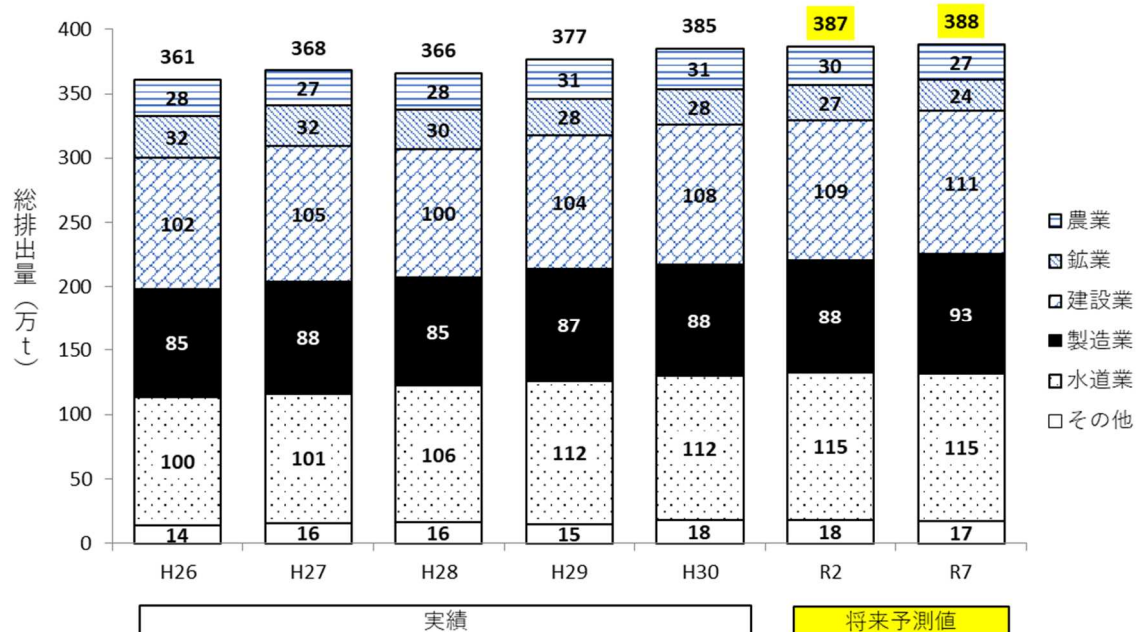
図表10 一般廃棄物の処理量の将来見込み



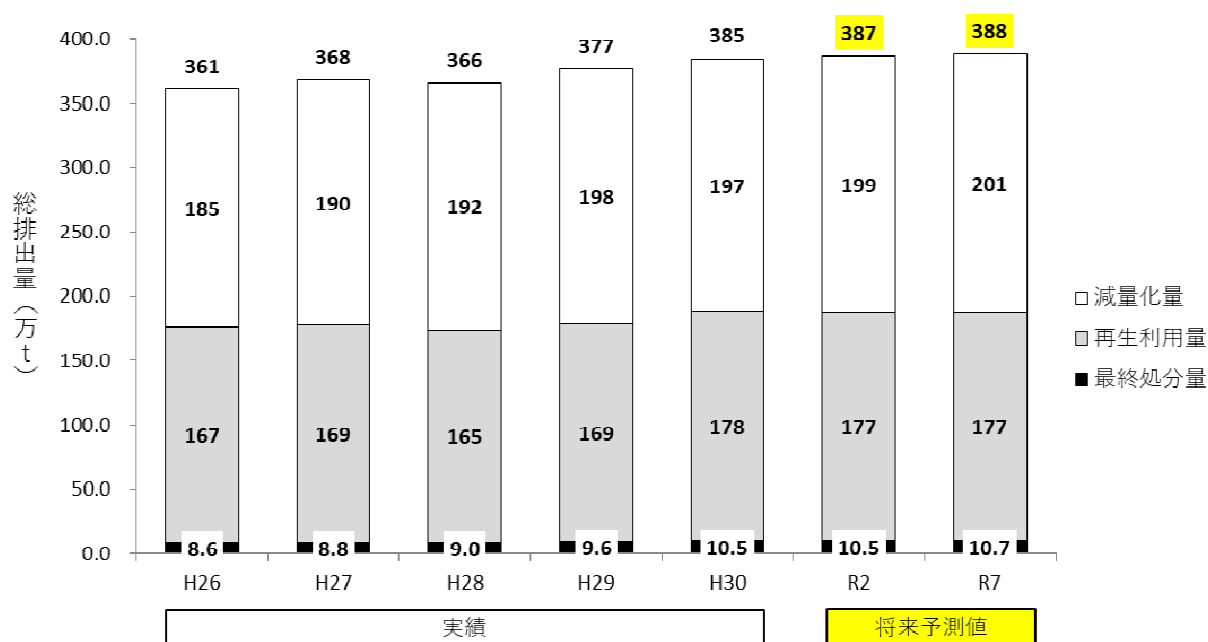
2 産業廃棄物

産業廃棄物の総排出量および処理量は、近年の傾向が継続するものと仮定すると令和7年度に総排出量は約388万t、処理量の内訳は、減量約201万t、再生利用量約177万t、最終処分量約10.7万tと推計されます。

図表 11 産業廃棄物の排出量の将来見込み



図表 12 産業廃棄物の処理量の将来見込み



第3章 計画の基本方針

◆ 多様な主体との一層の連携・協働による総合的な取組の推進

本県では、かつて石けん運動とそれに続く富栄養化防止条例の制定により、栄養塩が削減され、赤潮の発生が抑えられたように、琵琶湖を中心とした環境の保全に向けて、県民、NPO、事業者、行政など多様な主体による協働の取組が進められてきました。

具体的には、石けん運動をはじめとする県民の努力、富栄養化防止条例の制定等による排出規制、下水道等環境インフラの整備などの公共事業、事業者による技術開発と排出削減等により、水環境が改善されました。

このような取組に見られる、多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組を、本県では「琵琶湖モデル」と呼んでいます。

そこで、廃棄物分野においても「琵琶湖モデル」を活用し、県民、NPO等の団体、事業者、行政など多様な主体が、廃棄物の諸課題を自分ごとと捉え、適切な役割分担のもと、廃棄物の減量・削減に向けて実践取組を進めることで全県的なムーブメントにつながるよう、一層の連携・協働を図り、総合的な取組を進めていくこととします。

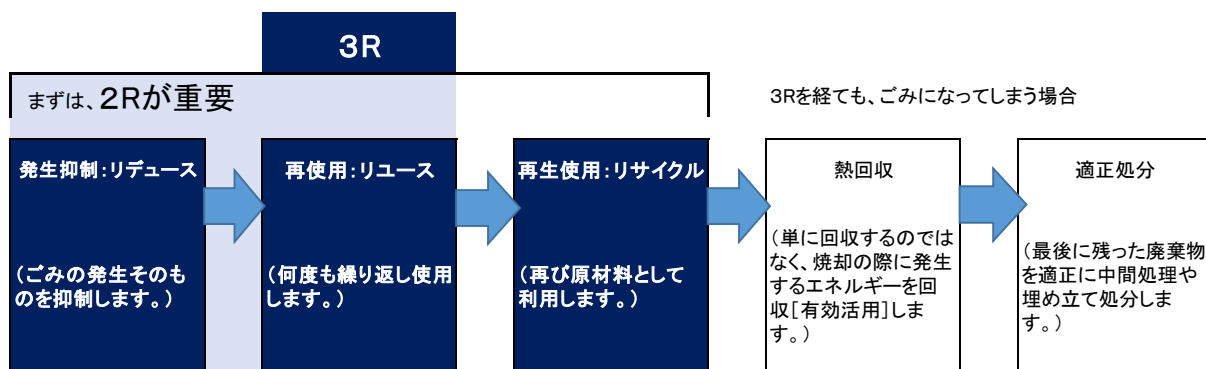
◆ 循環型社会の実現に向けた3R（リデュース・リユース・リサイクル）および環境負荷低減の取組の推進

第四次計画では、2R（リデュース・リユース）の取組強化およびリサイクルの推進に取り組んできましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響やアジア各国の輸入規制により、プラスチックをはじめ排出実態や資源循環に変化等が生じるなど、これまで以上に資源の有効活用の観点が重要になってきています。

このため、本計画において、ごみ減量に向けて過剰な使用を避けるリデュース等を徹底した上で、それでも使用が必要な場合にはリサイクルなど有効活用を図る発想により、引き続き2Rを重視した3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を進めていくこととします。

また、3Rの推進とともに、「プラスチック資源循環戦略」が掲げる“3R+Renewable（再生可能資源への代替）”の基本原則に賛同し、カーボンニュートラルであるバイオマスプラスチックの代替使用の促進などを通じて、温室効果ガスを削減することでCO₂ネットゼロ¹¹に寄与するとともに、環境負荷を低減していきます。

¹¹ CO₂などの温室効果ガスの人為的な排出を減らし、森林などの吸収源を確保することで、温室効果ガスの排出量と吸収量の均衡を図ること。



図表 13 ごみ処理の優先順位 [イメージ図]

◆ 安全・安心な生活を支える廃棄物の適正処理の推進

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、災害発生時における災害廃棄物処理を適正に対応していくとともに、円滑な処理体制の構築など、災害を前提とした平時からの備えが求められています。

また、処理施設等の監視指導や不法投棄の撲滅に向けた対策の徹底、排出事業者や処理業者に対する普及啓発などを通じて、県民の安全・安心な生活を支えていくため、不断の取組を進めていきます。

第4章 計画の目標

第1節 目標設定の考え方

第3章の基本方針を踏まえ、令和7年度までの計画期間内に実現を図るべき廃棄物の「減量に係る目標」および主な「取組に係る目標」を設定します。

一般廃棄物および産業廃棄物の減量に係る数値目標およびその水準は、これまでの本県の廃棄物の処理実績に基づく将来予測や国の廃棄物処理法基本方針、第四次循環型社会形成推進基本計画などに定められた目標を踏まえて設定します。

そのほか、減量に係る目標の達成に向けた取組を進める上で、全体的な資源循環の状況を毎年度把握する必要があることから、このための指標として「参考指標」を設定します。

第2節 目標等

<減量に係る目標>

一般廃棄物については、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に当たって、県民一人ひとりの取組が重要となることから、「1人1日当たりごみ排出量」と「1人1日当たり最終処分量」を目標項目とします。

産業廃棄物については、更なる減量および再生利用を推進することが重要であることから、「最終処分量」を目標項目とします。

① 一般廃棄物

◆ 1人1日当たりごみ排出量

県内市町の一般廃棄物処理計画等の目標を参考に、令和7年度において県全体で目指すべき値として、804g（将来予測値比約4%減）とする排出量の削減目標を設定しました。

目標項目		実績値		将来予測値	目標値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
1人1日当たり ごみ排出量	g	834	837	838	804

また、本県の「1人1日当たりごみ排出量」の少なさを全国と比較すると、平成26年度は全国4位でしたが、徐々に順位を上げて、平成28年度に初めて全国2位となつてからは同じ順位を維持しています。しかし、平成26年度から全国1位を維持している長野県には及ばず、平成30年度には3位の京都府が838gと削減を進めてきており、本県との差はわずか4gまでに縮まってきています。

図表 14 近年の1人1日当たりの一般廃棄物ごみ排出量が少ない上位5団体

	H26		H27		H28		H29		H30	
1位	長野県	838	長野県	836	長野県	822	長野県	817	長野県	811
2位	沖縄県	844	沖縄県	841	滋賀県	831	滋賀県	830	滋賀県	834
3位	熊本県	846	滋賀県	843	熊本県	843	京都府	843	京都府	838
4位	滋賀県	851	熊本県	847	京都府	845	埼玉県	858	神奈川県	845
5位	佐賀県	886	京都府	877	沖縄県	854	神奈川県	858	埼玉県	858
全国平均		947		939		925		920		919

出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」（H26～H30 年度実績）

本計画では、循環型社会の形成や廃棄物減量を通じた温室効果ガスの削減はもとより、環境先進県としてのブランドイメージの地位の再確認のためにも、全国1位を達成できる値（チャレンジ目標値）として設定しました。

目標達成に向けて、新型コロナウイルスの影響によるごみ排出等の実態を把握しつつ、基本方針に基づき、プラスチックごみや食品ロス削減など、ターゲットを明確にした効果的な施策を推進します。

◆ 1人1日当たり最終処分量

上記「1人1日当たりごみ排出量」の目標値に基づき、「1人1日当たり最終処分量」を令和7年度において82g（将来予測値比約4%減）とします。

目標項目		実績値		将来予測値	目標値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
1人1日当たり 最終処分量	g	84	84	85	82

② 産業廃棄物

経済動向の影響を受けやすいものの、事業者による3Rの取組を推進し、排出量の抑制と再生利用率を向上させることにより、「最終処分量」を令和7年度において9.8万t（将来予測値約8%減）とします。

目標項目		実績値		将来予測値	目標値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
最終処分量	万t	10.5	10.2	10.7	9.8

<取組に係る目標>

本計画に掲げる主な取組について、次のとおり目標を設定しました。

目標項目		実績値		目標値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)
マイバッグ持参率 ※1 (レジ袋辞退率)	%	89.4	90.1	85以上 (計画期間中)
【新】県内のマイボトル使用 可能な給水等スポット数 ※2	箇所	21	23	100
【新】食品ロス削減を認知し て削減に取り組む消費者の 割合 ※3	%	—	(2020) 78.3	80以上
【新】「三方よしフードエコ推 奨店」の累計登録店舗数 ※4	店	102	118	300
【新】市町災害廃棄物処理 計画の策定率	%	21.1	42.1	100 (令和6年度までに)
【新】「環境美化の日」を基 準とした環境美化運動参加 者数 ※5	人	266,195	231,814	1,200,000 (計画期間累計)
【新】優良産廃処理業者認 定数 ※6	件	160	181	270
廃棄物処理施設や産廃処 分業者への立入検査実施 率	%	100	100	100 (計画期間中)
産業廃棄物不法投棄等の 発生年度内解決率 ※7	%	88.9	79.3	85以上 (計画期間中)

※1 実績値は、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」の協定締結事業者のうち、無料配布中止実施事業者の全店舗のレジ袋辞退率（レジ袋辞退人数÷レジ通過人数×100）の合計を全店舗数で割った数値により算出。令和2年7月のレジ袋有料義務化を踏まえ、目標値は、協定締結事業者の全店舗のレジ袋辞退率として算出し、新たな事業者との締結を前提に設定しているため、実績値を下回っている。

※2 県内において、有料・無料問わず、マイボトルに給水、給茶等をサービスする店舗や場所。（実績値は関西広域連合「マイボトルスポットMAP」事業における滋賀県内に掲載されているスポット数。）

※3 食品ロスが問題となっていることを認知しており、かつ、実際に食品ロス削減に取り組んでいる消費

者の割合。(R1 実績値欄の数値は令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果。)

※4 三方よしフードエコ推奨店制度に基づき食品ロス削減の取組を実践している店舗の累計登録店舗数。

※5 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づく5月30日、7月1日および12月1日の「環境美化の日」を基準日として県下全域を対象にした清掃活動の参加者数。(24万人/年相当)

※6 通常の業の許可基準に加えて、事業実績と遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性等をクリアした産廃処理業者を廃棄物処理法に基づき認定した数。(令和元年度末の全体許可業者3,769者の内数)

※7 新たに発生した不適正処理事案の年度内解決率。

<参考指標>

減量に係る目標の達成に向けた取組等を進めるうえで、全体的な資源循環の状況を毎年度把握するための「参考指標」に<減量に係る目標>の達成時において見込まれる将来値を記載します。

① 一般廃棄物

参考指標項目		実績値		将来予測値	目標達成時に見込まれる将来値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
総排出量	万t	43.3	43.5	43.1	41.3
総資源化量	万t	8.1	7.7	8.1	7.7
再生利用率	%	18.7	17.8	18.8	18.5
最終処分量	万t	4.4	4.3	4.3	4.2

② 産業廃棄物

参考指標項目		実績値		将来予測値	目標達成時に見込まれる将来値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
総排出量	万t	385	376	388	385
発生量	万t	211	204	211	209
再生利用量	万t	178	173	177	176
再生利用率	%	46	46	46	46

第5章 計画の目標達成に向けた施策の方向性

第1節 目標達成に向けた重点取組・施策

1 プラスチックごみの発生抑制等の推進

【現状と課題】

世界では、プラスチックごみが河川等を通じて内陸から海へ流れ込み、生態系を含めた環境の悪化をもたらしており、大きな課題となっています。

こうした中、国では「プラスチック資源循環戦略」が策定され、ワンウェイプラスチック製容器に頼るライフスタイルの変革を促すことを目指し、令和2年7月にレジ袋有料化が義務付けられるなど、プラスチックごみ削減に対する各種取組が進められており、CO₂排出量の削減による気候変動の抑制効果も期待されています。

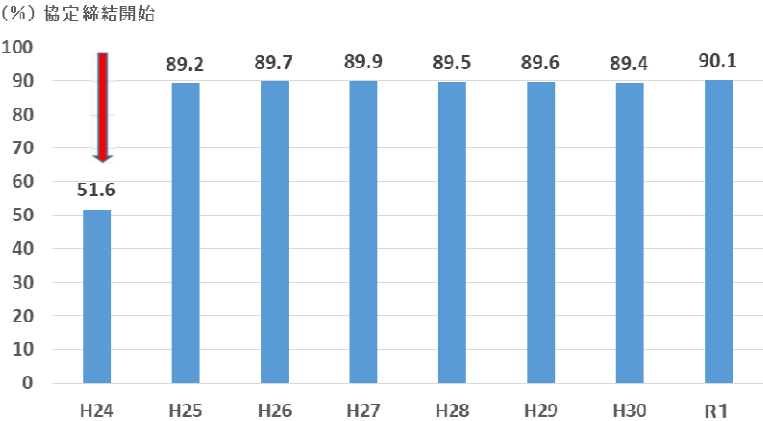
本県では、これまで3Rの推進や散在性ごみ対策に取り組み、プラスチックごみ削減を行ってきたところですが、依然として社会生活や事業活動によって流出するプラスチックごみが琵琶湖に蓄積するなどの課題があり、マイクロプラスチックも検出されている状況にあります。

マイクロプラスチックの影響については、現在まだ分かっていないことが多くありますが、水環境中からマイクロプラスチックだけを取り除くことは困難であり、プラスチックごみとなる前段階での対策が重要です。

こうしたことから、令和元年8月に、事業者、県民団体、行政を構成員とする「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」（以下「協議会」という。）と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行い、これまでの取組を生かしつつ、プラスチックごみゼロを目指して、より一層取り組んでいくこととし、令和3年3月には県民や事業者等のプラスチックごみ削減の手引きとなる「滋賀プラスチックごみゼロに向けた実践取組のための指針」を策定しました。

協定内容	締結事業者数(実施店舗)
無料配布中止	29事業者(196店舗)
削減取組(辞退呼びかけ)	10事業者(255店舗)

図表 15 「レジ袋削減の取組に関する協定」締結状況(R2.3.31 現在)



図表 16 レジ袋辞退率の推移

【施策の方向性】

（３Ｒの推進）

- レジ袋削減を一層推進するため、協議会におけるマイバッグ携帯の啓発を行うとともに、「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への食料品小売店以外をはじめとした新たな事業者の参加を促進します。
- マイボトル等の利用促進を図るため、関西広域連合や事業者等と連携し、マイボトル等への飲料提供が可能な店舗情報の提供を行うとともに、マイボトル等への給水、給茶等が可能な店舗・場所を増やす取組等を推進します。
- ワンウェイプラスチック製品の使用の削減を図るため、協議会等と連携し、プラスチック製のストローやスプーン等の使用削減の啓発を実施するとともに、顧客への提供方法を改めるための検討など、効果的な削減に向けた取組を行います。
- プラスチック製品の使用に関し、安易に廃棄することなく繰り返し使うなど再使用を促進するため、協議会等と連携し、リユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなど、リユース推進に係る効果的な啓発を実施します。
- 家庭および事業所から排出されるプラスチックごみ等の再生利用を進めるため、市町や事業者等と連携し、地域特性や事業活動に応じた分別の徹底について意見交換を行うとともに、優良取組事例を紹介するなど普及啓発を実施します。

（プラスチック代替製品の使用促進）

- 紙、木材、バイオマス由来の生分解性プラスチックなど、従来の化石燃料由来プラスチックよりも環境に配慮した素材を活用した製品（以下「プラスチック代替製品」という。）の使用を促進するため、協議会等と連携し、県民に対しプラスチック代替製品に関する情報提供を行うとともに、普及を図る取組を推進します。

コラム

【脱プラスチックへ！プラスチック代替製品の開発】



森の資源研究開発事業により試作された木製遊具

木材は再生可能な資源であり、木材の利用は森林が持つ多面的機能の持続的な発揮や循環型社会の形成に寄与します。

本県では、県産材を利用した新たな製品の開発等を行う団体に助成を行うなど、化石燃料由来のプラスチックの代替となる、地域資源である木材の利用促進を図っています。

(散在性ごみ対策)

- 令和元年6月に実施した守山市赤野井湾再生プロジェクトと連携した湖底ごみの回収調査結果を踏まえ、琵琶湖へのプラスチックごみの流出を防止するため、プラスチックごみの散在防止や環境美化活動の効果的な実施について検討を行うとともに、県民、事業者、市町等と連携・協働し、継続して取組を推進します。

(総合的な対策の検討)

- プラスチックごみによる湖岸の美観・景観の保全や生態系等への影響、琵琶湖のマイクロプラスチックによる生態系等への影響、プラスチックの焼却等による温室効果ガスの排出量の増加など、プラスチックごみが及ぼす幅広い課題に対応するため、中長期的な視点に立ち、3Rの推進および適正処理の徹底に向けた国の動向を注視しつつ、市町と情報交換を行い、庁内連携会議等を活用し関係部局と連携しながら、総合的な対策を検討します。

コラム

【滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言】

プラスチックごみや食品ロスへの関心の高まってくる中、国は「プラスチック資源循環戦略」の策定、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行などを行いました。

本県においても、ごみを出さないライフスタイルへの転換を目指して、県民、事業者、団体、行政等が役割を分担し、互いに連携・協力しながら、循環型社会の形成に向けた取組を積極的に行い、SDGsの目標達成に貢献していくことを目的に、令和元年8月28日に、「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行いました。

これまで協議会では、事業者、県民団体、行政が「レジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、レジ袋の無料配布中止等に取り組むとともに、マイバッグ持参運動、「三方よしフードエコ推奨店」制度、店舗での啓発キャンペーンなどを通じて、プラスチックごみや食品ロスの削減を目指してきました。

宣言に伴う今後の具体的な取組について、協議会の構成団体をはじめ幅広く意見を聴き連携・協働しながら推進していきます。



滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言

2 食品ロス削減の推進

【現状と課題】

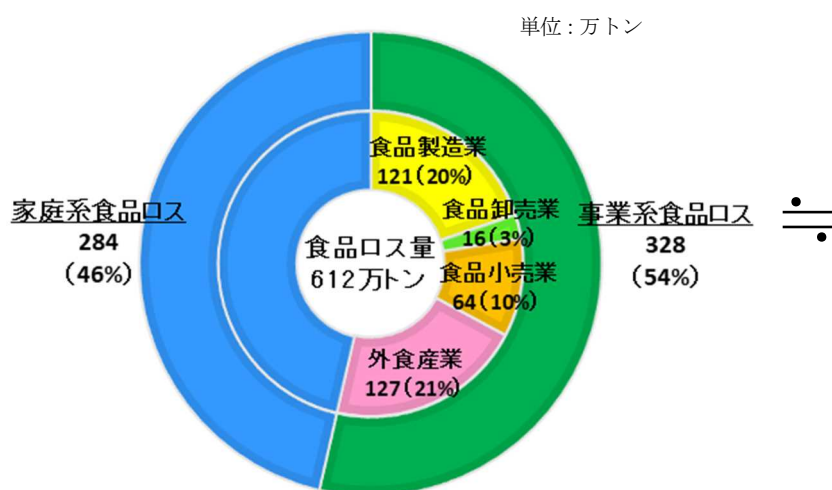
我が国においては、まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。日本の食料自給率は低く、食料の多くを海外からの輸入に依存する中、世界では深刻な飢えや栄養不良で苦しむ多くの人々が存在しており、食品ロスの削減は真摯に取り組むべき課題です。

国は、食品ロスの削減を総合的に推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」として位置付けるなど、削減の機運はますます高まっています。

本県では、これまで協議会を中心に、事業者、関係団体、学識経験者、国・県・市町村等の関係者が連携協力を図りながら、近江商人たちが昔から大切にしていた売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神をもとに、食品ロスを減らす県民運動「三方よし!!でフードエコプロジェクト」を立ち上げ、食品ロス削減への各種取組を進めてきました。

令和元年8月にはプラスチックごみ削減と同時に、協議会と県との連名で、「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減宣言」を行い、一層の食品ロス削減に向けて令和3年3月に「滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

図表 17 全国の食品ロス量（H29 推計）



（出典：農林水産省資料）

国民1人当たり食品ロス量

1日 約 132 g

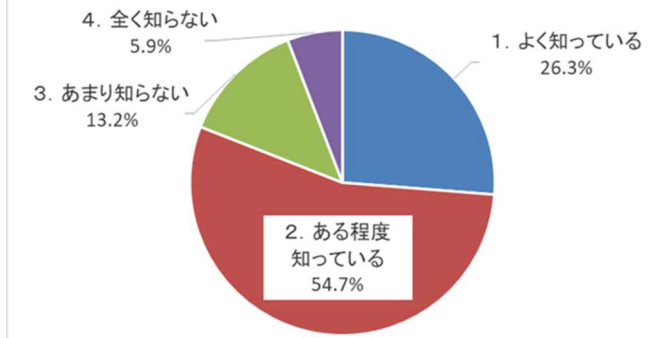
※茶碗1杯のご飯の量に相当

年間 約 48 kg

※年間1人当たりの米の消費量
（約 54 kg）に相当

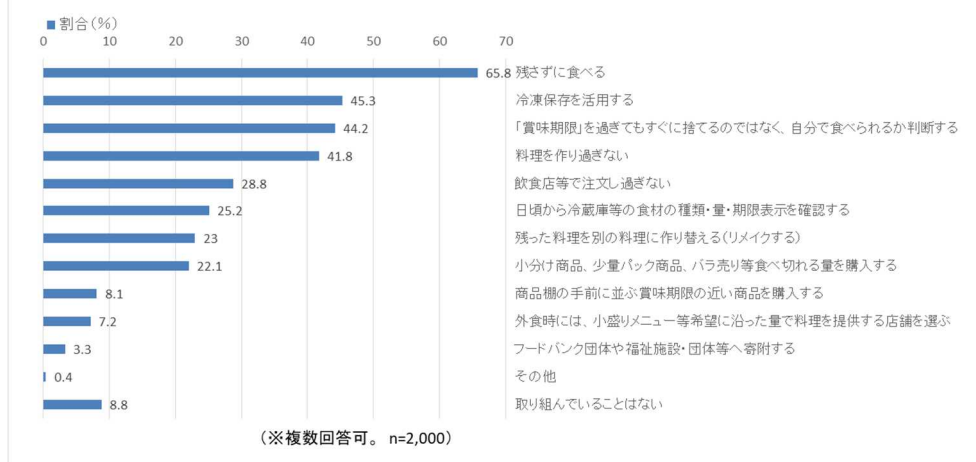


図表 18 食品ロスの問題についての認知度



(出典：令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果 n=2,000)

図表 19 「食品ロス」を減らすために取り組んでいること



(出典：令和2年度滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果 n=2,000)

【施策の方向性】

(知識や意識の向上と具体的な行動の実践)

- 県民や事業者等が食品ロス削減の重要性について理解と関心を深めることができるよう、三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大や発信力のある企業など多様な主体との連携・協力による効果的な普及啓発を図るとともに、消費者教育や食育ボランティア、学校教育との連携をより一層推進します。
- 県民や事業者等による食品ロス削減の実践取組が促進されるよう、食品ロス削減のための先進的な取組について表彰を行うとともに、全国の優良事例を収集し、様々な機会を捉えて、幅広い世代に向けて情報を提供・発信します。
- 食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロス削減の効果的な推進を図るため、事業活動における食品ロスの未然防止等の取組に対する各種支援を行うとともに、県ホームページや広報誌等の各種媒体を通じて、事業

者の取組に対する消費者の理解の促進に努めます。

(食品ロスの発生量等の実態把握)

- 食品ロス削減に関する施策の効果的な実施に資するよう、本県における食品ロスの発生量や内容、発生要因等の把握に努めます。
- 食品ロスを自分の問題として捉えられるよう、食品ロスの見える化を図るとともに、県民等の意識や取組の実態に関する調査並びにその効果的な削減方法等に関する調査を推進します。

(未利用食品を有効活用する仕組みづくり)

- フードバンク活動は、食品ロスの削減に直結するものであるほか、生活困窮者への支援などの観点からも有意義な取組であることから、県民に対してフードバンク活動への理解を促進します。
- 県民や事業者等から、未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、関係者相互の連携の強化を図ります。

コラム

【フードドライブをご存知ですか】

フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動を指します。備蓄食品などで賞味期限が近づいてきた場合、「食べきる」以外にもフードドライブの実施や参加という方法もあることをお忘れなく。



フードドライブで集まった食品

3 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

【現状と課題】

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加など、気候変動およびその影響が全国各地で現れており、災害発生時における災害廃棄物処理に適正に対応していくとともに、災害を前提とした平時からの備えが求められています。

本県では、東日本大震災や熊本地震等の地震災害および豪雨災害などを踏まえ、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行い、県民の生活環境の保全および公衆衛生上の支障の防止を図るとともに、早期の復旧・復興を図ることなどを定めた、「滋賀県災害廃棄物処理計画」を平成 29 年度に策定しました。

当該計画において、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理を行うためには、平時からの備えとして、市町による災害廃棄物処理計画の策定が重要であるとされていますが、令和元年度末現在で県内市町の計画策定済団体は 8 市町に留まっており、早期の計画策定が必要です。

併せて、災害発生後には、適正かつ迅速な処理のため、速やかに仮置場を設置する必要がありますが、市町における仮置場候補地の選定が進んでいない状況にあります。

災害発生時における本県の災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上に向けて、引き続き、災害発生後の訓練を実施するとともに、平時からの災害廃棄物の円滑な処理体制の構築のための施策・取組が重要です。

策定済団体数	策定率
8	42.1%

図表 20 県内 19 市町における災害廃棄物処理計画策定済団体数および策定率（R2.3.31 現在）

図表 21 想定される地震別の災害廃棄物発生量および仮置場必要面積

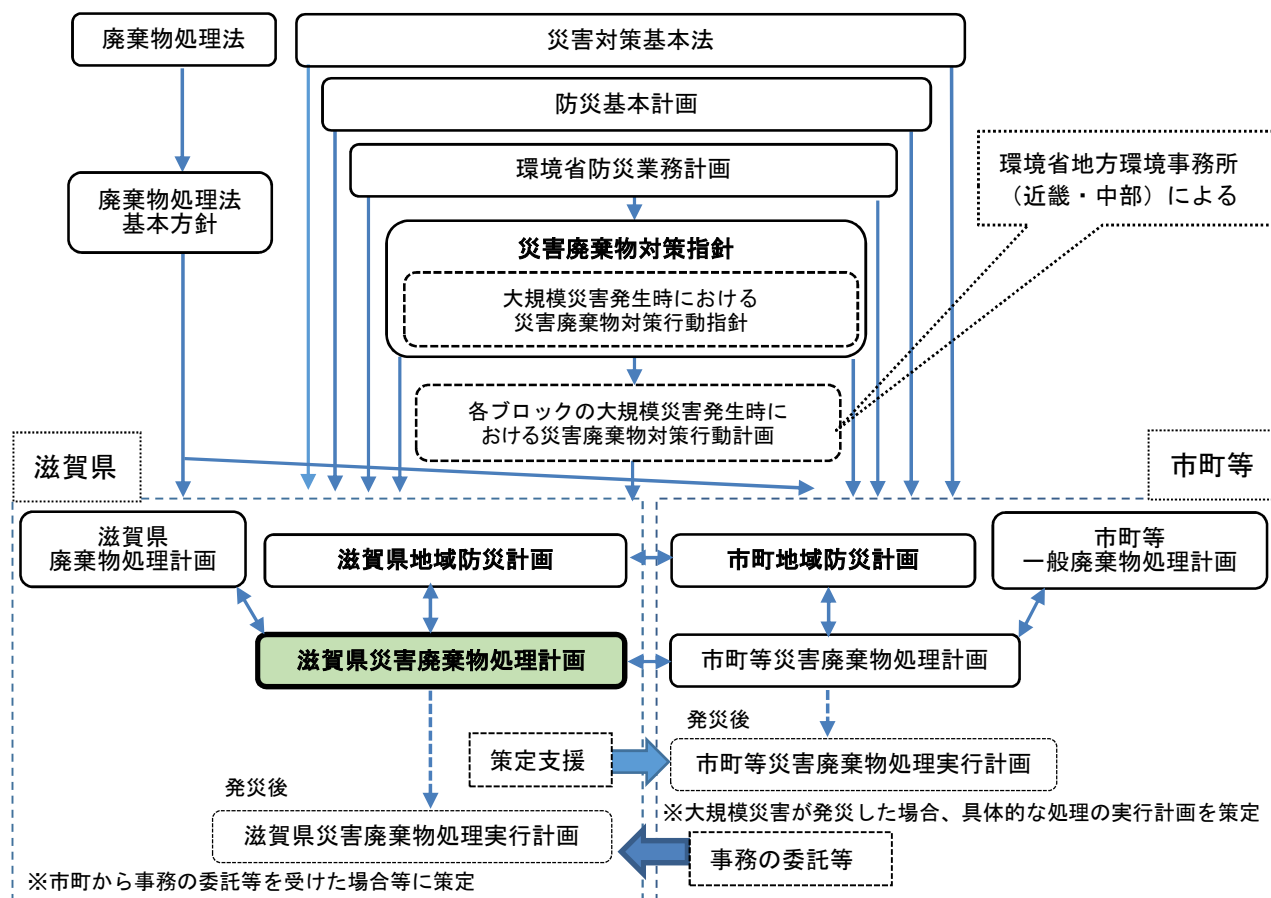
地震名		災害廃棄物発生量	一次仮置場必要面積※1	二次仮置場必要面積※2
内陸活断層地震	琵琶湖西岸断層帯	402.5万t	121.5ha	61.5ha
	花折断層帯	187.0万t	56.8ha	31.7ha
	木津川断層帯	49.4万t	15.3ha	14.4ha
	鈴鹿西縁断層帯	103.0万t	31.9ha	22.1ha
	柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯	100.3万t	30.6ha	20.0ha
南海トラフ巨大地震		123.1万t	38.6ha	27.8ha

※1 一次仮置場とは、災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所のこと。一次仮置場必要面積は、市町ごとに必要な一次仮置場面積を合算したもの。

※2 二次仮置場とは、一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別や、仮設の破碎・選別機等を設置して処理を行う場所のこと。二次仮置場必要面積は、ブロック（大津・南部・甲賀・東近江・湖東・湖北・高島）ごとに必要な二次仮置場面積を合算したもの。

（出典：滋賀県災害廃棄物処理計画（H30.3 策定））

図表 22 滋賀県災害廃棄物処理計画の位置づけ



【施策の方向性】

(市町災害廃棄物処理計画の策定の促進)

- 各市町において災害廃棄物処理計画の策定を促進するため、市町職員を対象とした勉強会の開催や有識者を招いた研修会への参加を促すなどの支援を行います。

(早期の仮置場候補地選定への支援)

- 市町による早期の仮置場候補地の選定に資するため、仮置場候補地の選定状況を把握するとともに、候補地選定を行った市町の先進事例の共有や個別市町の要望を踏まえた県有地等に係る必要な調整を行います。

(多様な主体との連携による災害廃棄物処理体制の向上・確保)

- 災害発生時における本県の災害廃棄物処理の対応能力や連携体制の向上を図るため、引き続き図上訓練を行うとともに、これまでの実施結果を踏まえ、内容を工夫しつつ、効果的・効率的な実施を図ります。

- 大規模災害発生時に備え、平時から県域を越えた広域処理体制を確保するため、引き続き、国主催の「大規模災害発生時廃棄物対策ブロック協議会（近畿および中部）」に参画するなど、国や他府県等との連携を図ります。

（滋賀県災害廃棄物処理計画の見直しの検討）

- 国の知見や「滋賀県災害廃棄物対策検討会議」における有識者等からの助言、図上訓練の実施結果等を踏まえ、必要に応じて、滋賀県災害廃棄物処理計画およびマニュアルを見直します。

コラム

【市町や協定締結団体等が参加する災害廃棄物処理の図上訓練】

本県では、平成 30 年度から、災害廃棄物処理への対応能力および関係主体間の連携体制の向上を図ることを目的に、市町、県および協定締結団体（滋賀県産業資源循環協会、滋賀県環境整備事業協同組合）が参加し、図上訓練を行っています。参加者は、過去の大規模災害を例に、被災市町の職員役となり、災害廃棄物の発生量の推計や市町で対応しきれない場合の県や協定締結団体への支援要請の方法などについて演習します。こうした訓練を積み重ね、改善を図りながら、各主体間の連携が円滑に行えるよう、滋賀県災害廃棄物広域処理業務マニュアルなどの運用の実効性を高めていきます。



研修におけるグループワーク

第2節 その他目標達成に向けた不断の取組・施策

1 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の推進

（1）一般廃棄物

【現状と課題】

（リデュース）

容器包装廃棄物については、協議会において、マイバッグ持参等によりレジ袋を断ること（リフューズ）による容器包装廃棄物の削減を推進するため、平成25年2月に事業者、県民団体、市町、県の間で「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」を締結し、同年4月より全県域でレジ袋の無料配布中止等の取組を実施しています。

マイバッグ持参率（レジ袋辞退率）は90.1%（令和元年3月末）となり、第四次計画の目標値（80%）は達成していますが、食品関連売場以外での取組やレジ袋以外の容器包装廃棄物の削減が課題です。

食品ロスについては、平成29年度の発生量は、国全体で約612万t（事業系約328万t、家庭系約284万t）と推計されています。また、市町等の一般廃棄物焼却処理施設に搬入される一般廃棄物の厨芥類（生ごみ）のうち3割から4割程度が食品ロスであると言われています。

※第1節の「1 プラスチックごみの発生抑制等の推進」、「2 食品ロス削減の推進」についても参照

（リユース）

市町村が収集する粗大ごみの1～2割が中古品として使用可能な物と言われています。こうした製品を再使用し、廃棄物の発生量を削減するリユースをより一層促進する必要があります。

県内でも、粗大ごみから使用可能なものをリユース品として選別して希望する住民に販売・譲渡する取組を実施する市町や、不用品の交換に関する情報提供やリユースイベントに取り組む市町もありますが、まだ一部の市町に留まっています。

また、ビールびんや一升びん、牛乳びん等、洗って再使用するリターナブルびんは、年々利用比率が減少傾向にありますが、使い捨て容器に比べて環境負荷が低く、地球温暖化対策、3R対策の一体的な取組を進める上で有効であるため、その利用を見直す必要があります。

（リサイクル）

家庭や事業所から排出される廃棄物のうち、その多くを紙類が占めていますが、この中には再生利用されることなく焼却されているものがあります。可能な限り資源化を推進するためには、再生利用が可能な紙ごみ等の分別・回収の徹底が必要です。

また、近年、食品トレイやペットボトル、紙パック、古紙などの店頭回収の取組が行われ、その利便性から店頭回収を利用する県民も増えていると推察されます。こうした現状を踏まえ、市町による行政回収に限らず、店頭回収や地域における集団回収など多様な資源回収ルートの利用促進を図る必要があります。

また、近年、一般家庭等から排出される不用家電品等を無料で回収する業者が散見されますが、その中には、市町の許可や委託を受けておらず、廃棄物処理法および小型家電リサイクル法、家電リサイクル法に抵触する疑いのあるものも見られることから、こうした不用品回収業者への対応も課題となっています。

(グリーン購入)

グリーン購入とは、製品等の購入時に、まず購入の必要性を十分考え、品質や価格、利便性、デザインだけでなく、環境に配慮された製品等を優先的・選択的に購入する行為で、ごみ減量、リサイクル推進、省資源・省エネルギーなどに幅広く効果のある取組です。

県では、このグリーン購入推進のため、一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークへの支援を行っています。同ネットワークの会員団体数は467団体（令和2年9月15日現在）まで増加しましたが、近年概ね横ばいで推移しており、引き続きグリーン購入の普及拡大に向けた取組が必要です。

【施策の方向性】

(リデュースの推進に係る普及啓発)

- 市町や事業者、県民団体等と連携し、協議会において「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施するほか、県と市町が連携しながら、家庭での減量化取組事例の紹介を行うなど県民が身近に感じられるごみ減量の実践に向けた普及啓発を実施します。
- 県内市町のリデュース施策の取組状況やごみ処理有料化を含めた取組事例などの情報提供や助言を通じて、市町におけるリデュース施策を支援します。

(リユースの推進)

- 市町が行うリユース品の交換等を促進する取組に係る情報や民間団体等が開催するフリーマーケットの開催情報等を県民等に情報提供することにより、多様な主体が取り組む様々なリユースの取組を促進します。
- 市町と連携しながら、ウェブサイト等でリユースショップや修理取扱店の情報提供を実施します。
- 県民等によるリユース品の積極的な利用促進を図るため、市町と連携しながら、県民等に対してリユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなどリユース推進に係る普及啓発を実施します。
- 市町と連携しながら、物を廃棄せず修理（リペア）しながら再使用するこ

とを促すため、県民等に対して普及啓発を実施します。

- 県内市町のリユース施策の取組状況や他県等の先進事例などの情報提供を実施するほか、国が作成した「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」に基づく助言等を通じて市町におけるリユース施策を支援します。

(リサイクルに係る普及啓発)

- 市町と連携しながら、家庭および事業所から排出される一般廃棄物における紙ごみ等の資源ごみの再生利用を進めるため、分別の徹底について県民への普及啓発を実施します。

コラム

【リサイクルの先進事例：鹿児島県大崎町】

ごみのリサイクル率が全国平均の約4倍の82%、12年連続日本一である大崎町は、町全体でリサイクルの徹底を行っています。当初、将来のごみ処理費用負担を検討した結果、町民の意識改革によるリサイクルしか選択肢がなかったようですが、「衛生自治会」を分別に対応する組織として再編し、共同分別方式の採用など、町民が主役となり町とともに、様々な工夫を行い実践してきました。今では分別品目は27品目にも及びますが、町では当然のこととして定着しています。現在、各自治体からの視察が絶えず、町はリサイクルシステムの“輸出”を始めています。「リサイクル」の意識改革の成果は、国内外へと「循環」し始めているようです。

(多様な資源回収ルートの利用促進)

- 行政回収や集団回収のほかに、協議会等と連携し、その利便性等から資源回収の一つのルートとして定着しつつある店頭回収における資源回収状況を把握するとともに、回収システムおよび実施店舗に係る情報を県民に周知し、その利用を促進します。
- 県内市町のリサイクル施策、古紙や廃食用油などの資源回収の取組状況、他県等の先進事例などの情報提供を通じて、市町におけるリサイクル施策を支援します。

(各種リサイクル法の適正な運用)

- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められるよう周知を図るとともに、所管する関係法令に基づき必要な指導等を行います。

(小型家電リサイクル制度に係る普及啓発等)

- 使用済小型家電の回収を実施する市町による取組を支援するため、制度の目的や回収方法等について情報提供を実施します。
- 市町と連携しながら、小型家電製品や家電製品などの不用品回収業者について、県民に向けて注意喚起に努めるとともに、県および市町で情報交換を行います。

(グリーン購入の推進によるごみの削減)

- 一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワークの活動支援や県民、事業者への普及啓発を通して、県民や事業者が物品を購入する際に必要な物を必要な量だけ購入する消費行動や詰め替え製品の購入など容器や包装ができるだけ少ない物の購入に努めるとともに、リサイクル製品等の環境への負荷の小さい環境配慮型製品を優先的に購入するなど、グリーン購入の普及拡大を進めます。
- 県の物品等の調達においても「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、容器や包装ができるだけ少ないものやリサイクル製品等などの購入に引き続き努めます。

(2) 産業廃棄物

【現状と課題】

(リデュース)

産業廃棄物の総排出量は近年概ね横ばいとなっていますが、将来予測によるとやや増加が見込まれています。業種別では、製造業や建設業、水道業からの排出量がやや増加する見込みです。産業廃棄物の排出量は景気動向に左右される面もありますが、引き続き企業等における発生抑制の取組を促していく必要があります。

(リサイクル)

平成30年度の産業廃棄物の再生利用量は178万t、再生利用率は46%であり、平成29年度の169万t、45%に比べて上昇しましたが、近年は概ね横ばいとなっています。有効利用率も平成30年度には91%となるなど産業廃棄物のリサイクルは相当程度進んだものといえます。しかしながら、国民スポーツ大会等（令和7年度開催予定）に係る施設整備や公共施設等の老朽化対策等が中長期的に見込まれるほか、下水道普及率上昇に伴い下水汚泥の排出量がやや増加しており、これらの再生利用等の取組も課題と考えられます。

産業廃棄物のリサイクルに関する施策として、県ではリサイクル製品の利用促進を図る制度を運用していますが、今後も引き続き適正な認定製品を増やしつつ、

県の公共工事での利用のほか、市町および民間での利用を促進する必要があります。また、産業廃棄物の資源化を行う事業者の自主的な取組の支援も引き続き必要と考えられます。

(各種リサイクル法)

容器包装、家電、食品、建設、自動車の分野ごとのリサイクル法に基づき、事業者、国民、国、都道府県、市町村等がそれぞれの役割分担のもとでリサイクルに取り組んできました。そして、平成 25 年には新たに小型家電リサイクル法が施行され、現在県内では全ての市町が取組を進めていますが、今後も引き続き小型家電回収の促進に向けた取組が必要です。

【施策の方向性】

(産業廃棄物の発生抑制等に係る研究開発等の支援)

- 産業廃棄物の発生抑制・資源化に係る研究開発および施設設備の整備を行う県内事業者等を支援するとともに、当該研究開発を通じて開発・改良された製品の販路開拓を促進するため、産業廃棄物減量化支援事業を引き続き実施します。
- 再生利用の向上および最終処分量の削減を図るため、I C T 技術等を活用し、廃棄物の分別やリサイクル体制の高度化に取り組む事業者に対し、新たな支援を検討します。

(多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定および同計画に基づく発生抑制等)

- 多量排出事業者に対して産業廃棄物処理計画の策定を指導し、また、処理計画書および処理計画実施状況報告書をウェブサイトで公表することにより、多量排出事業者による発生抑制・再生利用・適正処理等の自主的な取組を促進します。また、提出された処理計画書および実施状況報告書をもとに、排出量の推移や業種別の排出状況の傾向等の分析を行い、事業者等への情報提供等により取組を支援します。

(排出事業者に対する普及啓発)

- 産業廃棄物の排出事業者に対して、ウェブサイトや業界団体等が開催する講習会等の機会を通じて産業廃棄物の自主的な減量化の取組の先進事例を紹介するなど、発生抑制に係る普及啓発を実施します。

(滋賀県リサイクル認定製品の利用促進)

- 「滋賀県リサイクル認定製品」の認定により、リサイクル製品の充実を引き続き進め、リサイクル産業の育成を進めます。

- 物品調達または事業を行う際に、認定製品を率先して使用し、または購入するよう引き続き努めます。また、市町に対して認定製品の利用を促進するための技術的助言および情報提供を実施するほか、県民および県内の事業者に対しても、認定製品の利用が促進されるよう情報提供を実施します。

(各種リサイクル法の適正な運用)

- 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められるよう周知を図るとともに、所管する関係法令に基づき必要な指導等を行います。〈再掲〉
- 食品関連事業者等において食品廃棄物の資源化等の取組が行われるよう、食品リサイクル法や国が開催する食品リサイクルに係るセミナー等の情報提供を実施します。
- 産業廃棄物のリサイクルを推進するため、優良事例の紹介やリサイクル技術などの情報提供等により、排出事業者および中間処理業者によるリサイクルを促進します。

2 廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物

【現状と課題】

(一般廃棄物処理施設)

気候変動や大規模災害に対応するため、老朽化した廃棄物処理施設の更新・改良とともに、エネルギー効率の高い施設への転換を進めつつ、広域圏での処理体制を構築することが重要であり、平成30年6月策定の国の「廃棄物処理施設整備計画」や施設整備に係る国の支援制度（循環型社会形成推進交付金）でも、この方向性が示されています。

県内の処理施設において、熱回収や発電設備が導入されつつありますが、より一層の温室効果ガスの排出削減を図るためには、新設や更新を予定する市町や一部事務組合の処理施設において、引き続きエネルギー回収率を高める設備の導入を促進する必要があります。

また、大規模災害への対応については、平成29年3月策定の「滋賀県災害廃棄物処理計画」等に基づき取組を進めてきましたが、現在および将来の社会情勢等を踏まえ、中長期的な視点で、処理施設も含めた安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の在り方を検討することが必要です。

(一般廃棄物処理施設の監視指導)

適正な維持管理のもとで廃棄物が適正に処理されない場合、県民の生活環境のみならず円滑な廃棄物処理に重大な影響を及ぼすことから、廃棄物処理法等に基

づき、処理施設への立入検査等の監視指導に引き続き取り組む必要があります。

（公共関与による最終処分場）

稼働中の県内の一般廃棄物最終処分場は 17 施設あり、残余容量は 549,291 m³ となっています（令和元年 12 月末現在）。また、県内の一般廃棄物の最終処分量 約 4.4 万 t の約 5 割は、大阪湾広域臨海環境整備センターの最終処分場に搬入されています。引き続き廃棄物の適正処理に不可欠であることから、最終処分場の確保が必要です。

（水銀廃棄物等）

平成 29 年 8 月に発効した水銀に関する水俣条約では、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物について環境上適正な方法で管理することが必要です。

また、大型の家財やリチウムイオン電池など市町等の処理場では対応が困難な廃棄物（以下「処理困難物」という。）について、適正に処理を行う必要があります。

【施策の方向性】

（一般廃棄物処理施設の整備等）

- 一般廃棄物の適正処理に必要な体制を確保するため、循環型社会形成推進地域計画の策定等に係る技術的助言や一般廃棄物処理施設の技術動向などの情報提供を実施するほか、施設整備に必要な財政措置を国に要請するなど、市町や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の新設や更新などの施設整備を支援します。
- 市町や一部事務組合が一般廃棄物処理施設の新設や更新を行う際に、施設整備の進捗状況にあわせて助言や情報提供を実施し、効率の高いごみ発電や熱利用の導入や地域の防災拠点となり得る施設整備を促進します。
- 県と関係市町等は、県内の一般廃棄物処理施設を通じた温室効果ガスの削減や大規模災害への処理体制の構築に資するため、現在の状況変化や地域の実情等を考慮しながら、中長期的な視点で今後の処理施設の在り方について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で情報交換し、検討を行います。

（一般廃棄物処理施設の監視指導）

- 廃棄物処理法等に基づき、処理施設に対する立入検査を行うなどの指導・監督により、処理施設設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎます。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政

処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。

(公共関与による最終処分場の確保)

- 一般廃棄物の適正な最終処分が行われるよう、引き続き関係府県や市町との連携のもとに大阪湾フェニックス事業に関与します。

(水銀廃棄物等の適正処理)

- 水銀使用製品廃棄物(電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等)をはじめとする水銀廃棄物や処理困難物の回収等の適正処理を進めるため、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、研修会を実施するとともに、県と関係市町、一部事務組合で情報提供や意見交換を行います。

(2) 生活排水

【現状と課題】

「滋賀県污水处理施設整備構想 2016」に基づき、污水处理施設の整備が進み、令和元年度末において污水处理人口普及率は98.9%(全国第2位)となり、下水道処理人口普及率は91.1%(全国平均79.7%)となっています。今後は、人口減少などを踏まえた污水处理施設整備のあり方や維持管理の検討が必要となっています。

浄化槽については、污水处理未普及の解消を促進するため、単独処理浄化槽や汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

また、設置から相当年数が経過した合併処理浄化槽の老朽化による機能の低下等が懸念されることから、公共用水域の保全を確保するため、老朽化した浄化槽の更新・改築を推進する必要があります。

し尿処理施設は、污水处理施設の整備推進に伴って、処理量が減少傾向にありますが、県民の生活環境の保全を図るうえで必要な施設であり、引き続き適正な運用が必要です。

【施策の方向性】

(污水处理施設整備構想に基づく污水处理施設の整備等)

- 生活排水の適正処理を図るため、「滋賀県污水处理施設整備構想」に基づく計画的な下水道や浄化槽などの污水处理施設の整備を市町等と連携しながら引き続き進めます。

(合併処理浄化槽への転換・老朽化対策・適正な維持管理等の推進)

- 単独処理浄化槽および汲み取り便槽の合併処理浄化槽への転換を推進するため、市町に対して国の交付金を活用しつつ支援を行います。
- 老朽化した合併処理浄化槽の更新・改築を推進するため、市町に対して支援を行えるよう、国に対して要望を行います。

- 市町や関係団体と連携して、浄化槽の適正な維持管理を推進します。

(し尿処理施設の適正な運用)

- し尿処理施設について、計画的に施設の更新等が行われるよう市町や一部事務組合に対し技術的な助言等を行います。また、し尿処理施設の適正な運用について、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で情報交換し、検討を行います。

(3) 散在性ごみ対策

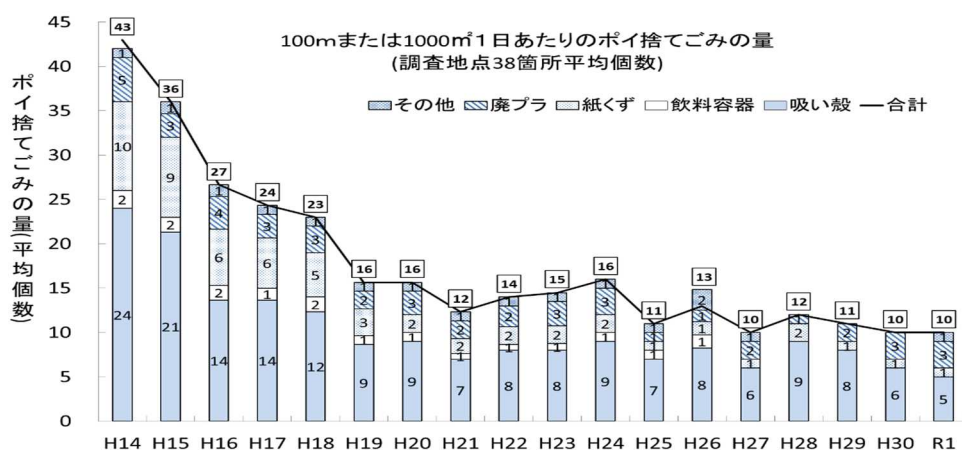
【現状と課題】

本県では、「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」に定める「環境美化の日」を基準日として、県民総参加による県民や企業等による自主的な環境美化活動を実施しています。また、平成12年度に淡海エコフオスター制度を創設し、環境美化推進を図ってきました。さらに、平成14年度には当該条例を改正し、各環境事務所および県庁に環境美化監視員を配置し、巡回・監視・啓発を行ってきたところです。

定例的に特定した地域のごみの散乱状況を定点観測調査として、平成14年度から県内38地点で実施を行ってきたところ、観測地点での散在性ごみの量は減少傾向にあるものの、観光等で本県に来訪する車や人の動き等の状況変化や湖岸漂着物の発生状況などを踏まえ、今後定点観測調査の見直しが必要です。

また、若い世代の環境美化活動等への参加率が低いことも課題となっています。

図表 23 散在性ごみの定点観測調査結果の推移



【施策の方向性】

- 市町、企業および県民等と連携しながら、「環境美化の日」の活動をはじめとする環境美化活動について若い世代の参加等も働きかけながらさらに推進します。
- 淡海エコフオスター制度等の地域主体の環境保全活動を引き続き推進します。

- 環境美化監視員による散在性ごみの未然防止に向けた巡回・監視・啓発を引き続き実施し、市町等と情報の共有を行います。
- より実態に即した状況を把握するため、定点観測調査の観測地点・方法等を検討し、見直します。
- 県民および本県来訪者に対して、県の取組をHPや各種メディア、SNS等を活用し広く周知するとともに、環境美化監視員による街頭でのごみのポイ捨て防止の啓発を行います。

コラム

【県民の想いで続く 50 年。「美しい湖国をつくる会」】

本県では、7月1日の「びわ湖の日」と、5月30日、12月1日を「環境美化の日」とし、これらの日の前後に県内各地で環境美化活動が行われ、これまで延べ1,200万人が参加しています。活動への参加・実施が継続している背景には、「美しい湖国をつくる会」の存在があります。当会は、昭和45年（1970年）「公害等から琵琶湖を守ろう」とする運動が起こった際、県民が発起人となり翌年結成された団体で、以降県民総ぐるみで県内各地において湖岸や河川の清掃活動などを展開してきました。現在、18市町の構成団体と21の賛同団体が参画し、200ほどの企業から協賛金による支援をいただいております。2021年には発足から半世紀を迎えます。

県民の琵琶湖を想う気持ちから始まったこうした多様な主体による協働の取組は、近江商人の「三方よし」の精神と比肩する「滋賀県らしさ」なのかもしれません。



琵琶湖岸での活動の様子

（４）産業廃棄物

【現状と課題】

（産廃排出事業者に対する指導等）

廃棄物処理における排出事業者の責任は極めて重く、排出事業者は、自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが強く求められています。今後も排出事業者の責任により適正処理が図られるよう、廃棄物処理法をはじめとする関係法令等の周知等を引き続き徹底する必要があります。

（産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等）

廃棄物が適正に処理されない場合、県民の生活環境に重大な影響を及ぼすことから、引き続き廃棄物処理法や「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」（以下「要綱」という。）等に基づき、処理施設設置等に係る事前協議や処理施設等への立入検査に取り組み監視指導を進める必要があります。

また、産業廃棄物の処理の適正化を図るためには優良な産廃処理業者の育成が重要であることから、平成23年4月の廃棄物処理法改正により創設された優良産廃処理業者認定制度の運用・普及に取り組む必要がありますが、一般の許可申請

よりも手続きが複雑であるなどの課題もあります。

（ＰＣＢ廃棄物の期限内処理）

ポリ塩化ビフェニルを含む廃棄物（以下「ＰＣＢ廃棄物」という。）の処分期間は、ＰＣＢ特措法により、高濃度ＰＣＢ廃棄物が令和２年度末まで、低濃度ＰＣＢ廃棄物が令和８年度末までと定められています。

処分期間内に県内のすべてのＰＣＢ廃棄物を処理するために、県ではこれまで、ＰＣＢ特措法に基づく保管等の届出が行われていないＰＣＢ廃棄物等の掘り起こしを実施するとともに、適正処理に向けた指導や広報を実施してきました。

高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分期間が終了した後も、処理されずに残っている高濃度ＰＣＢ廃棄物が存在する場合には、ＰＣＢ特措法に基づく改善命令や代執行を実施の上、計画的処理完了期限である令和３年度末までに、県内のすべての高濃度ＰＣＢ廃棄物の処分を完了させる必要があります。

（石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理）

石綿含有廃棄物、廃石膏ボード等は、今後も建物の解体工事等に伴い発生が見込まれますが、これらは健康被害等を及ぼさないよう適切な処理を引き続き徹底する必要があります。

また、一般廃棄物の水銀廃棄物の場合と同様に、産業廃棄物である水銀廃棄物についても、環境上適正な方法で管理することが必要です。

（公共関与による最終処分場）

県内の産業廃棄物最終処分場は、平成３０年度末で管理型最終処分場が１施設、安定型最終処分場が７施設あります。最終処分場の残余容量は、管理型が 576,706 m³、安定型が 25,755 m³となっています。県は、適切な運営が図れるよう、公益財団法人滋賀県環境事業公社のクリーンセンター滋賀（管理型最終処分場）の公共関与を行ってきました。

クリーンセンター滋賀（管理型最終処分場）は、令和５年１０月に埋立期間終了（埋立期間 15 年間）を予定していることから、平成 30 年度に「産業廃棄物最終処分方向性検討事業」を実施し、産業廃棄物最終処分の今後の方向性について検討を行いました。

その検討結果に基づき、排出事業者や産業廃棄物処理事業者等の関係者の意見を踏まえ、最終処分量の動向やリサイクルの進展等により、従来公共関与が必要とされてきた事情の変化や今後の埋立量および採算性の確保が困難となることが予想されること、整備費用等県の負担金額が大きくなることなど課題等が多いとの理由から、県の公共関与による管理型最終処分場の新たな整備は行わないこととし、「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」（令和２年１月 20 日）を示しました。

(電子マニフェスト)

電子マニフェストは、排出事業者や産廃処理業者にとって情報管理の合理化につながることに加え、廃棄物処理システムの透明化や不適正処理の原因究明の迅速化を図ることができるなどのメリットがあります。

本県における電子マニフェスト利用率は52.4%（平成31年3月末）となり、第四次計画の目標値（50%）は達成しました。また、令和2年4月からは特別管理産業廃棄物の多量排出事業者の電子マニフェスト利用が義務化されるなど、制度面での後押しもあり、今後も利用は広がっていくと思われますが、引き続き啓発を行っていく必要があります。

(産業廃棄物の県内搬入および県外搬出)

平成30年度実績では54.2万tの産業廃棄物が県外から搬入され、57.1万tの産業廃棄物が県外へ搬出されています。県外からの搬入量のうち約54.2万tが中間処理目的による流入で、内訳の主なものとしてはがれき類約24.8万t、木くず約7.9万t、汚泥約4.6万t、廃油約4.4万t、廃プラスチック類約3.6万tとなっており、そのほとんどが中間処理後に再生利用されているものと推測されます。

【施策の方向性】

(産廃排出事業者に対する指導・普及啓発等)

- 排出事業者の工場や事業場等への立入調査による指導・監督を行うほか、排出事業者を対象とした講習会の開催や情報提供を通して適正処理を徹底します。

(産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等)

- 廃棄物処理法や要綱等に基づき、処理施設の設置や処理業の開始にあたっての事前協議や処理施設に対する立入検査を行うなど適切に指導・監督を行うことで、処理施設設置や処理業開始に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎ、安全で信頼性の高い産業廃棄物の適正処理を推進します。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。
- 優良産廃処理業者認定制度について令和2年10月に国で開始された手続きの合理化の支援制度等の情報を含めた広報や同制度により認定された産廃処理業者について周知を行うとともに、講習会の開催等を通じて優良な産廃処理業者を育成します。

(PCB廃棄物の確実な期限内処理の実施)

- 処分期間が終了した後も処理されずに残っている高濃度PCB廃棄物につ

いては、P C B特措法に基づく改善命令や代執行を実施の上、計画的処理完了期限である令和3年度末までに、県内のすべての高濃度P C B廃棄物の処分を完了させます。

- 低濃度P C B廃棄物については、処分期間である令和8年度末までに処理を完了させるために、引き続き、P C B特措法に基づく保管等の届出が行われていないP C B廃棄物等の掘り起こしを実施するとともに、適正処理に向けた指導や広報を実施します。
- 県自らが保有する低濃度P C B廃棄物の計画的な処理が進められるよう、庁内での情報共有を図ります。

(石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理)

- 石綿含有廃棄物、廃石膏ボードについて、建設リサイクル法所管部署とも連携しながら、取組強調月間における合同パトロールなどにより、引き続き適正な処理に係る指導を徹底します。
- 産業廃棄物の水銀廃棄物についても、廃棄物処理法に規定される処理基準の徹底等により、適正な処理を図ります。

(産業廃棄物最終処分の方向性)

- 「滋賀県における産業廃棄物最終処分の方向性」に基づき、先端的なりサイクル等を行う事業者を支援する等により産業廃棄物の最終処分量の一層の削減を図ります。
- 再生利用の向上および最終処分量の削減を図るため、I C T技術等を活用し、廃棄物の分別やりサイクル体制の高度化に取り組む事業者に対し、新たな支援を検討します。〈再掲〉

(電子マニフェストの普及)

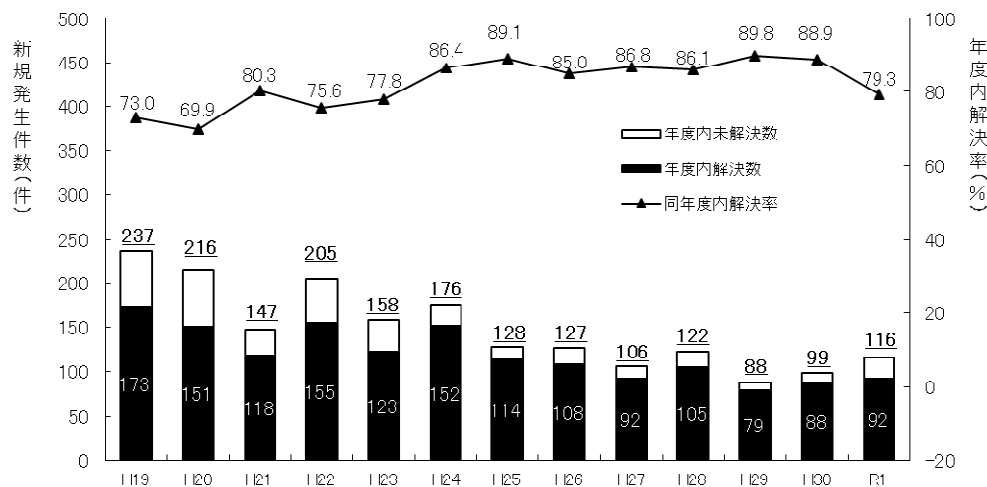
- 電子マニフェストの普及拡大に向け、排出事業者・収集運搬業者・処理業者に対して研修の機会を利用するなどし、働きかけを行い、更なる普及を進めます。

(5) 不法投棄対策等

【現状と課題】

産業廃棄物の不法投棄等は、監視パトロール等により新規発生件数は概ね減少傾向にあるものの、一目につかない場所での事案など、依然として跡を絶たない状況にあり、今後も引き続き不法投棄等を許さない環境づくりや、関係機関と連携して早期発見、早期是正に努めるなど監視指導の徹底に取り組む必要があります。

図表 24 産業廃棄物の不法投棄等の新規発生件数と年度内解決率の推移



【施策の方向性】

- 警察、市町等の関係機関や近隣府県市と連携し、監視パトロールや不法投棄通報 110 番、不適正処理が疑われる箇所へのタブレット端末による迅速な対応、無人航空機（ドローン）による上空監視、監視カメラの活用、建設・解体工事現場での啓発・指導の強化など効果的な監視取締活動により、不法投棄の未然防止対策や早期発見に引き続き取り組みます。
- 早期の問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応を行います。
- 地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制により、不法投棄等をさせない地域づくりを推進します。
- 土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄に関しても情報収集し、監視を行うなど、土砂条例制定自治体や土地開発関係部署と連携して不適正事案の防止に取り組みます。

（６）旧 R D エンジニアリング社最終処分場問題への対応

【現状と課題】

旧 R D エンジニアリング社の最終処分場における産業廃棄物の不適正処理に起因して、地下水汚染等、生活環境への支障またはそのおそれが確認されましたが、同社の破産手続開始に伴い現場が放置された状態になったことから、廃棄物処理法の規定に基づく行政代執行により対策を講じる必要が生じました。

このため、有害廃棄物の埋設状況や浸透水・地下水の汚染状況等の詳細な調査を行い、地元の同意を得たうえで平成 24 年から対策工事を実施しており、令和 2 年度に完了しました。

今後は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づき策定した特定支障除去等事業実施計画（以下「実施計画」という。）において生活環境

保全上達成すべき目標として定めている、廃棄物の飛散・流出のおそれがないこと、下流地下水が環境基準を超過しないこと、臭気が悪臭防止法等に定める基準を超過するおそれがないことについてモニタリング等を行い、同法および同計画の終期である令和5年3月までに目標の達成を確認する必要があります。

また、対策工事の実施に当たって地元自治会と締結した協定に基づき、住民の意見を聴いたうえで工事完了5年後を目途に対策工の有効性を確認するとともに、その後の跡地の活用について検討していきます。

【施策の方向性】

- 実施計画に定める目標の達成の確認に向けて、2年間の水質調査やガス調査を実施します。また、調査の結果を踏まえて、専門家の助言を受けながら、必要に応じて追加の調査等を実施します。
- 工事の完了後も水処理を継続するとともに、対策工の有効性の確認に向けて旧処分場のモニタリングを継続的に実施します。
- 同様の事案が二度と発生しないよう、この問題の教訓を踏まえて、処理施設への監視指導の徹底や不法投棄等の早期発見・早期対応等に取り組みます。

3 循環型社会の進展につなげる施策の推進

(1) 環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画の運用

【現状と課題】

県では、地域の大規模な事業者かつ消費者として、県庁自らが環境に配慮した行動を率先して取り組むため、平成10年度に「環境にやさしい県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）」を策定し、全職員参加のもと、省エネルギーや省資源等の取組を推進しています。また、県庁の環境マネジメントシステムにおいて行動計画を主要な取組として位置づけ、そのPDCAサイクルに基づき実践してきました。

今後も環境に配慮した行動を率先して実行し、環境負荷の低減に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 滋賀県庁の環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画（グリーン・オフィス滋賀）を引き続き適切に運営し、県の組織が行う事務事業において環境配慮および環境保全に関する取組を促進します。

(2) 公共施設等の老朽化対策

【現状と課題】

本県の公共施設等（建築物、インフラ施設、公営企業施設）については、高度経済成長期に整備した施設を中心に老朽化が進んでおり、こうした公共施設等が大量に更新されると、解体等に伴う建設廃棄物も増加することになります。

県では、財政負担の縮減・平準化と資産価値の最大化を主なねらいとして、長寿命化対策をはじめとする公共施設等の老朽化対策を進めることとしていますが、長寿命化対策を進めることで施設の更新に伴う工事の発生件数が抑制され、結果として建設廃棄物の発生抑制につながるが見込まれます。

【施策の方向性】

- 「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき公共施設等の長寿命化対策をはじめとする老朽化対策を推進します。

（３）環境関連産業の振興

【現状と課題】

本県の産業界は、環境保全と経済発展の両立に向けて、高い環境意識のもと早くから環境保全対策を進め、優れた技術や経験を蓄積してきました。

また、本県は、環境と経済の両立を基本理念に掲げるびわ湖環境ビジネスメッセをこれまで実施してきたほか、水環境ビジネスの展開にも取り組んでおり、引き続き環境関連産業の振興に取り組むことは低炭素社会・省エネルギー型社会の実現のためにも重要です。

【施策の方向性】

- 販路開拓・技術開発の支援や海外展開を図る企業等への支援等を通じて、産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を進めます。

（４）バイオマスの利活用の推進

【現状と課題】

農林水産資源や有機性廃棄物など生物由来のバイオマスや食品廃棄物をはじめとする廃棄物系バイオマスについては、堆肥等の製品、燃料製造、発電、熱等のエネルギーとして幅広い可能性が見込まれています。今後も引き続きこうしたバイオマスの利活用を進めていく必要があります。

【施策の方向性】

- 「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、林内に放置されてきた間伐材等の未利用木質バイオマスの搬出利用を推進するほか、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を推進します。
- 「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき、関係団体等と連携しながら、家畜用飼料（稲発酵粗飼料、飼料用米や稲わら）と堆肥の交換など耕畜連携による資源循環を推進するとともに、家畜ふん堆肥を活用した「環境こだわり農産物」の作付を推進します。

- 廃棄物系バイオマス（食品廃棄物、木質系廃棄物、紙類、廃食用油など）を地域に還元させる取組を促進します。

（５）環境学習の推進

【現状と課題】

ごみ問題の多くは、大量生産型・大量消費型・大量廃棄型のライフスタイルに起因するところが大きく、問題解決を図るためには、環境学習の推進により、一人ひとりが廃棄物に係る諸課題に気づき、学び、考えることで、自らのライフスタイルを見直し、廃棄物の発生抑制や再使用、再生利用に向けた行動を実践へとつなげることが必要です。

【施策の方向性】

- 「第四次滋賀県環境学習推進計画」に基づき、廃棄物に係る諸課題を自分ごとと捉え、気づきや学びを主体的な行動へと移し、連携・協働し、課題解決を進めることのできる人育てにより、循環型社会づくりを推進します。

（６）持続可能な社会を目指した消費者行動の促進

【現状と課題】

消費者が主役となって、自らの行動により公正かつ持続可能な社会の形成に参画する「消費者市民社会」¹²を目指し、体系的な消費者教育やエシカル消費を推進してきました。

持続可能な社会を実現するため、今後もより一層、多様な主体と連携して、エシカル消費や環境に配慮した消費行動を推進し、消費者市民社会の構築に向けた気運の醸成に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

- 持続可能な社会を構築するため、人や社会、環境、地域に配慮した消費者行動を推進し、エシカル消費を実践する消費者を育成します。
- CO2削減やグリーン購入、プラスチックごみ削減、食品ロス削減など、環境に配慮した消費者行動の推進に努めます。
- 環境に配慮した消費者行動を推進するため、環境学習を推進するとともに、環境保全活動の支援を行います。
- 市町や消費者団体、事業者、関係団体等、幅広い主体と連携して、消費者自らが公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画できる気運づくりに努めます。

¹² 消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在および将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会（消費者教育推進法第2条）

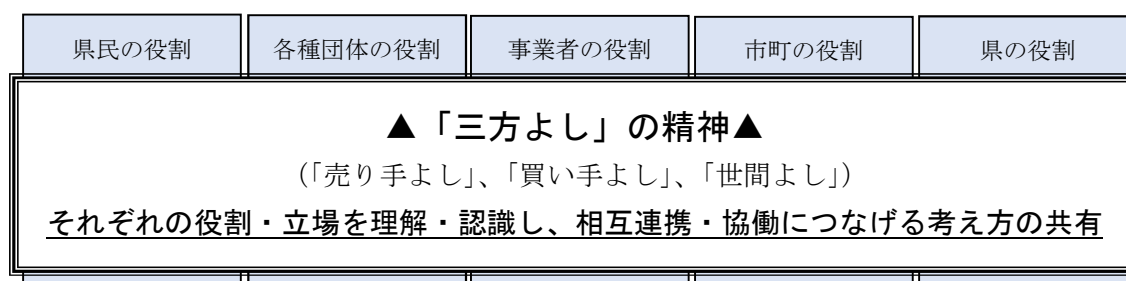
第6章 関係主体の役割

第1節 基本的な考え方

廃棄物の減量等を目指していくためには、「三方よし」の精神に基づき、廃棄物分野における県民や各種団体、事業者、行政等の関係主体において、主体的に実践し行動していくことが重要です。

関係主体は、それぞれの自らの立場を客観的に捉え、自らの生活や行動・活動が「売り手、買い手、世間」に対してどういう影響を与えるかなど、モノの購入や消費、廃棄物の排出方法等に考えを巡らしながら、相互に連携・協力し取組を進めていく必要があります。

本計画では、各主体に望まれる基本的な役割を次節のとおり考えています。



図表 25 各主体における「三方よし」精神の共有 [イメージ図]

第2節 各主体の役割

1 県民の役割

- ・ 県民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚し、3Rを意識した循環型社会の形成に向けたライフスタイルの実践取組を進めていくことが求められます。
- ・ 県民一人ひとりが、現在のライフスタイルが環境にどのような負荷をかけているか考えることが重要です。特に、環境に配慮された商品やサービスを選択的に購入する消費者（グリーンコンシューマー）としての視点が求められます。
- ・ NPO等の各種団体、事業者、行政等の各主体と連携し、排出抑制や適正な資源循環等に関する各種取組や施策、地域の活動に積極的に参加、協力することが期待されます。

2 NPO等の各種団体の役割

- ・ NPO等の各種団体は、循環型社会の形成に向けて、3Rの推進等に関する県民の自主的な取組の進行役として、また事業者や行政等への循環型社会の形成に資する提言などを通じて、地域の課題の解決や多様な価値観を各種取組に反映することが期待されます。

- ・ 県民、事業者、行政等の各主体をつなぎ、隙間を埋める取組を行うなどにより、各主体間の連携・協働を進めることが求められます。

3 事業者の役割

- ・ 事業者は、排出者負担の原則に基づく廃棄物の適正処理・処分や拡大生産者責任の原則を意識した製品製造、資源化・減量化の推進など、環境法令の遵守はもとより、環境負荷の軽減等への積極的な取組が求められます。
- ・ 企業活動は、環境に配慮された商品やサービスを選択的に購入する消費者（グリーンコンシューマー）の存在を踏まえて、環境負荷低減に資する製品の開発やサービスの提供を行い、また、社会貢献活動への参画などを通じて、循環型社会の形成や廃棄物減量に貢献しつつ、継続されることが必要です。
- ・ 事業者の持つ社会的影響力も活用し、各主体と連携した企業活動や取組を実施していくことが期待されます。

4 市町の役割

- ・ 市町は、その区域内における一般廃棄物の排出状況等を把握するなど、地域特性に応じた3Rや適正処理に資する各種取組を推進することが求められます。
- ・ 廃棄物減量や環境負荷低減等を図るため、他市町および県との連携等による広域的な取組も期待されます。

5 県の役割

- ・ 県は、県内の一般廃棄物および産業廃棄物の処理状況の把握を行うとともに、県民、NPO等の各種団体、事業者等の各主体が、循環型社会の実現に向けて積極的に取り組むことができるよう、各主体と連携・協力し、各種施策を実施します。
- ・ 施策の実施にあたっては、第5章に示す施策の方向性のもと、具体的な取組を総合的に推進する役割を担います。
- ・ 県民のニーズを把握し、市町との連携を推進するとともに、その取組を技術的な助言等により支援します。

第7章 計画の推進体制および進行管理

第1節 推進体制

県民、団体、事業者、行政等の多様な主体が、本計画の基本方針や目標のもとでそれぞれの役割と責任を認識して取組を推進します。

琵琶湖環境部循環社会推進課において、協議会や庁内関係部局で構成する「滋賀プラスチックごみゼロ・食品ロス削減推進連携会議」等を活用するなど、連絡調整を行いながら推進します。

一般廃棄物処理に関しては、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、情報交換や連携を図りながら、計画を推進します。

産業廃棄物処理に関しては、産業廃棄物行政を所管する大津市と情報交換や連携を図りながら、計画を推進します。

第2節 進行管理

計画の目標や取組状況を毎年度把握し、達成状況を検証し、結果の公表など「計画の見える化」を進めます。

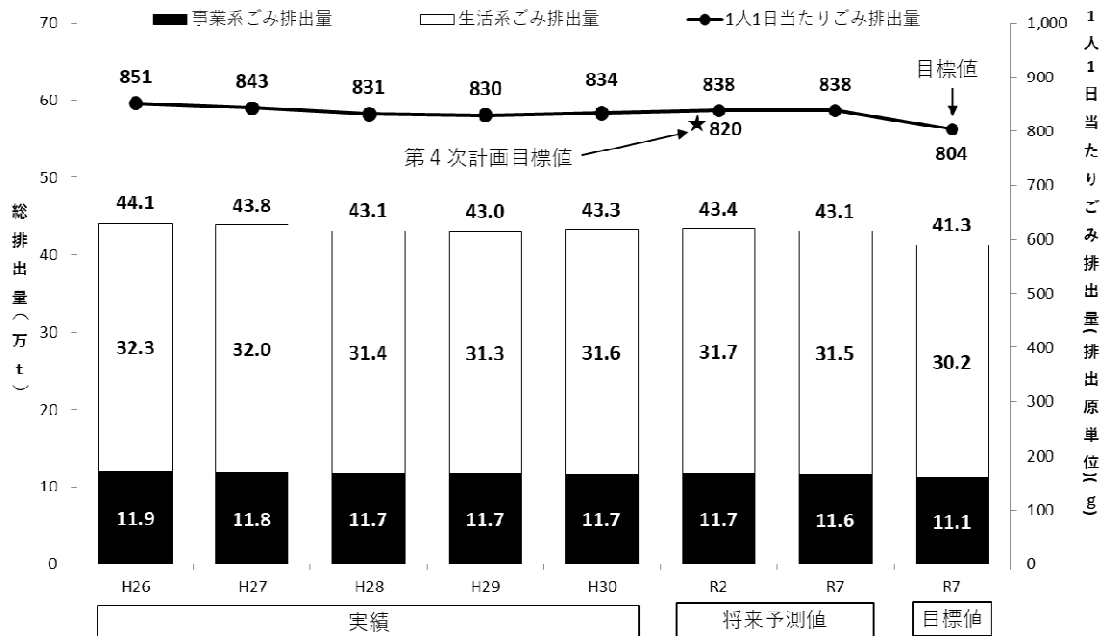
達成状況の検証結果を踏まえて、必要に応じて施策の見直しを行いながら、計画の目標の実現を目指します。

資料編 1 将来予測および計画の目標値等

(1) 一般廃棄物（ごみ）

①目標値の考え方と設定根拠

【目標値】 1人1日当たりごみ排出量					
目標項目		実績値		将来予測値	目標値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
1人1日当たり ごみ排出量	g	834	—	838	804
考え方		プラスチックごみや食品ロス削減などの3Rの推進による排出量を削減する目標を設定したもの。			
設定 根拠	予測	生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分けて、1人1日当たりごみ排出量が最近の動向（平成26年度から平成30年度までの5か年平均値）で推移すると仮定して算出しました。			
	目標	第五次計画の目標年度である令和7年度における市町の一般廃棄物処理計画で設定しているごみ総排出量の目標値と人口推計値を基に算出し、1人1日当たりごみ排出量を804gと設定しました。			

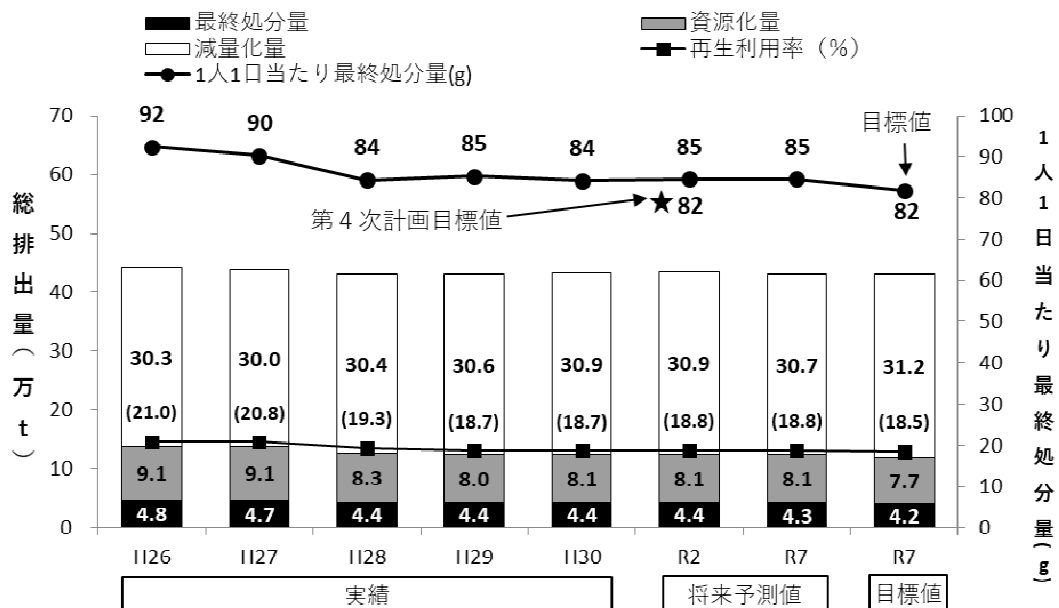


【目標値】 1人1日当たり最終処分量

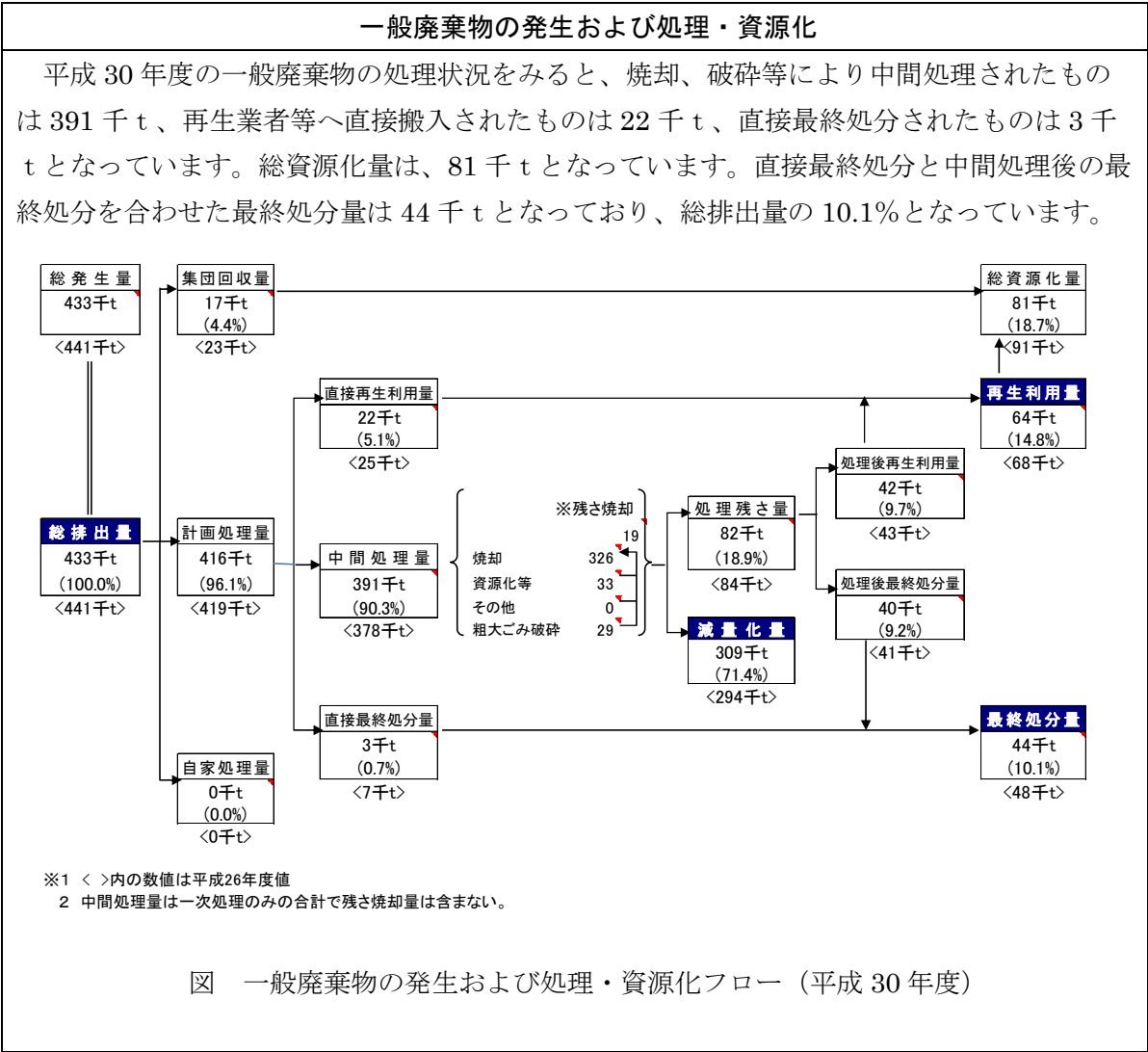
目標項目		実績値		将来予測値	目標値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
1人1日当たり 最終処分量	g	84	—	85	82

考え方 プラスチックごみや食品ロス削減などの3Rの推進により、焼却ごみ量を削減し、最終処分量を削減する目標を設定したもの。

設定 根拠	予測	総排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）が平成28年度から横ばいとなっていることから、今後も平成30年度と同じ水準で推移すると仮定して算出しました。
	目標	第五次計画の1人1日当たりごみ排出量の目標値の804gと連動し、ごみ焼却量の削減を進めることにより、1人1日当たり最終処分量を82gと設定しました。



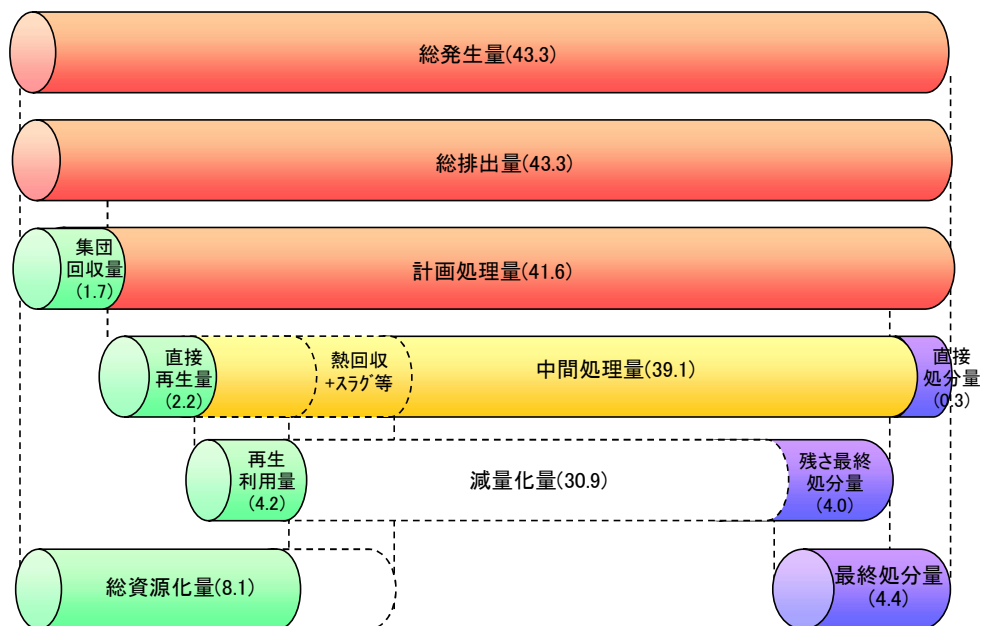
②目標値等の基礎とする廃棄物処理フロー



③目標設定に当たって、その設定の基礎とした各種指標の考え方

一般廃棄物の各指標の関係

		実績					第4次計画の目標値・参考指標	将来予測値		目標値・参考指標	市町計画	循環型社会形成推進基本計画
		H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R2 2020	R2 2020	R7 2025	R7 2025	R7 2025	R7 2025
	総人口(千人)	1,421	1,420	1,420	1,420	1,422		1,398	1,398	1,398		
参考指標	総排出量(万t)	44.1	43.8	43.1	43.0	43.3	42.5	43.4	43.1	41.3	41.3	
	生活系ごみ	32.3	32.0	31.4	31.3	31.6		31.7	31.5	30.2		
	事業系ごみ	11.9	11.8	11.7	11.7	11.7		11.7	11.6	11.1		
★目標値	1人1日当たりごみ排出量(g/人・日)	851	843	831	830	834	820	838	838	804	804	850
	生活系ごみ	622	616	606	604	609		612	612	587		
	事業系ごみ	229	227	225	225	224		226	226	217		
参考指標	総資源化量(万t)	9.1	9.1	8.3	8.0	8.1	9.5	8.1	8.1	7.7		
参考指標	再生利用率(%)	21.0	20.8	19.3	18.7	18.7	22.4	18.8	18.8	18.5		28.0
参考指標	最終処分量(万t)	4.8	4.7	4.4	4.4	4.4	4.3	4.4	4.3	4.2		
	最終処分率(%)	10.9	10.7	10.1	10.3	10.1		10.2	10.2	10.2		
★目標値	1人1日当たり最終処分量(g/人・日)	92	90	84	85	84	82	85	85	82		



一般廃棄物の各指標の構造（値は平成30年度）

【基本数値】総人口		
考え方		総人口は外国人人口を含む人口です。
設定 根拠	予測	総人口は、「人口減少を見据えた未来へと幸せが続く滋賀 総合戦略（令和 2 年 3 月策定）」に基づく、総人口予測値を採用しました。
	目標	
	達成 時点	

【参考指標】総排出量（生活系ごみ、事業系ごみ）		
考え方		市町計画処理量および集団回収量の年間量を示すもの。
設定 根拠	予測	総排出量の予測は、生活系ごみ排出量と事業系ごみ排出量に分けて、1 人 1 日当たりごみ排出量が最近の動向（平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年平均値）により推移すると仮定した 1 人 1 日当たりごみ排出量に、総人口予測値を乗じて算出したもの。
	目標 達成 時点	令和 7 年度の総排出量の将来予測値 43.1 万 t に対して約 4%削減の約 41.3 万 t を目標達成時点の将来値としました。

【参考指標】総資源化量（再生利用率）		
考え方		総資源化量は、市町計画処理および集団回収により再生利用された年間量。 再生利用率は、総排出量に対する総資源化量の割合を示すもの。
設定 根拠	予測	総排出量に対する総資源化量の割合が平成 28 年度から横ばいとなっていることから、今後も平成 30 年度と同じ水準で推移すると仮定し、予測の総排出量に乗じて算出したもの。
	目標 達成 時点	現状の平成 30 年度の再生利用率を維持するものと仮定しました。 その結果、総排出量に対する総資源化量の目標達成時点の将来値は、約 7.7 万 t となり、再生利用率は 18.5%となりました。

【参考指標】最終処分量		
考え方		最終処分された一般廃棄物の年間量
設定 根拠	予測	総排出量に対する最終処分量の割合（最終処分率）が平成 28 年度から横ばいとなっていることから、今後も平成 30 年度と同じ水準で推移すると仮定し、予測総排出量に乗じて算出したもの。
	目標 達成 時点	目標値の 1 人 1 日当たり最終処分量 82 g に、目標総人口と年間日数を乗じて算出しました。

(2) 産業廃棄物

①目標値の考え方と設定根拠

【目標値】最終処分量

目標項目		実績値		将来予測値	目標値
		H30 (2018)	R1 (2019)	R7 (2025)	R7 (2025)
最終処分量	万t	10.5	—	10.7	9.8

考え方

事業者によるリデュースやリサイクルの取組を引き続き促進し、排出量の抑制と再生利用率を向上させることにより最終処分量を削減する目標を設定したもの。

設定 根拠

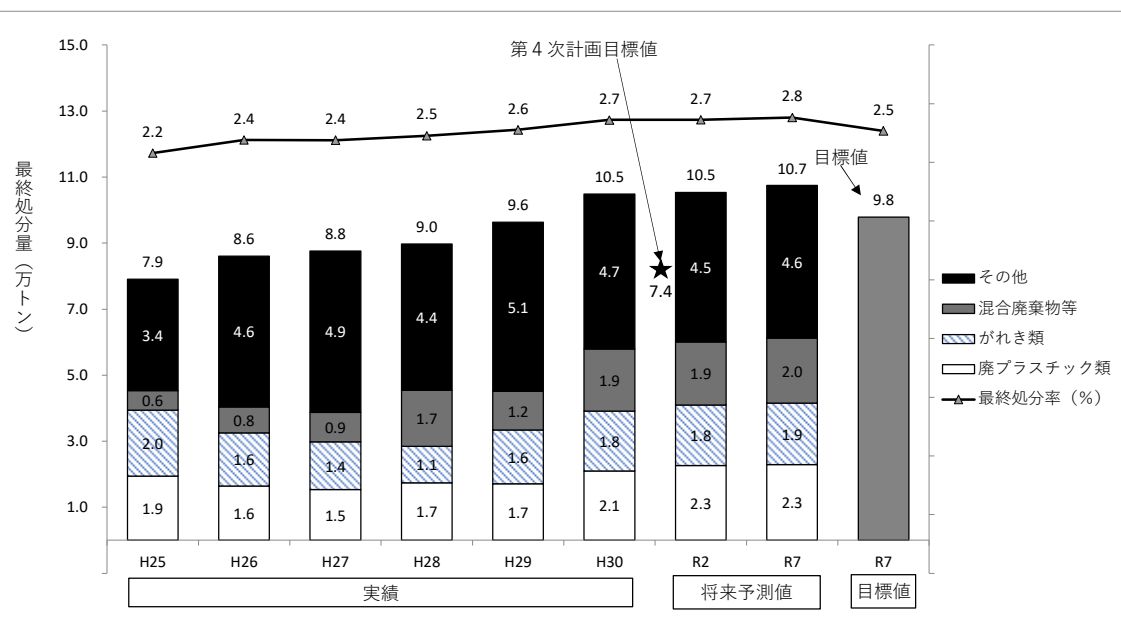
予測

業種別の平成 25～29 年度の経済指標（県内総生産）および総排出量の傾向を基に、今後も同様に推移すると仮定し算出した総排出量に対し、平成 30 年度の最終処分率を乗じて算出しました。

目標

総排出量の抑制を促進することにより、令和 7 年度における予測値の最終処分量から 0.3 万 t の削減を目指します。また、事業者による再生利用を促進することにより、0.6 万 t の最終処分量の削減を目指します。

これらの取組を促進することで、最終処分量の目標値は、令和 7 年度における将来予測値から 0.9 万 t 削減した 9.8 万 t に設定しました。



②目標値等の基礎とする廃棄物処理フロー

産業廃棄物の発生および処理・資源化

平成 30 年度に発生した産業廃棄物の処理状況をみると、総排出量 3,848 千 t のうち、97.1%に当たる 3,736 千 t が排出事業者または産業廃棄物処理業者により脱水、焼却等の中間処理をされて、そのうち 1,967 千 t（51.1%）が減量されています。

中間処理後の再生利用量（1,697 千 t）と排出事業者等での直接再生利用量（79 千 t）を合わせた再生利用量は、総排出量の 46.2%に当たる 1,776 千 t となっています。

直接最終処分量と中間処理後の最終処分量を合わせた最終処分量は 105 千 t で、総排出量の 2.7%となっています。

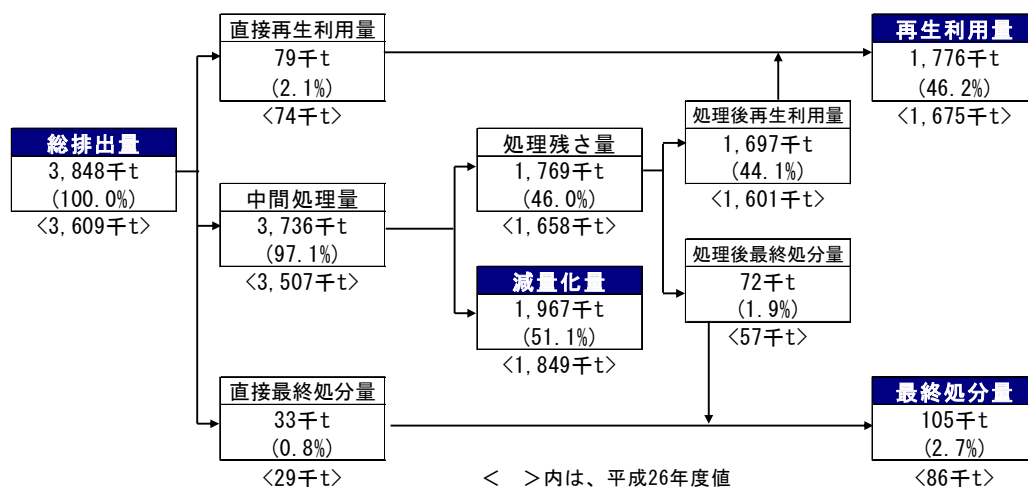
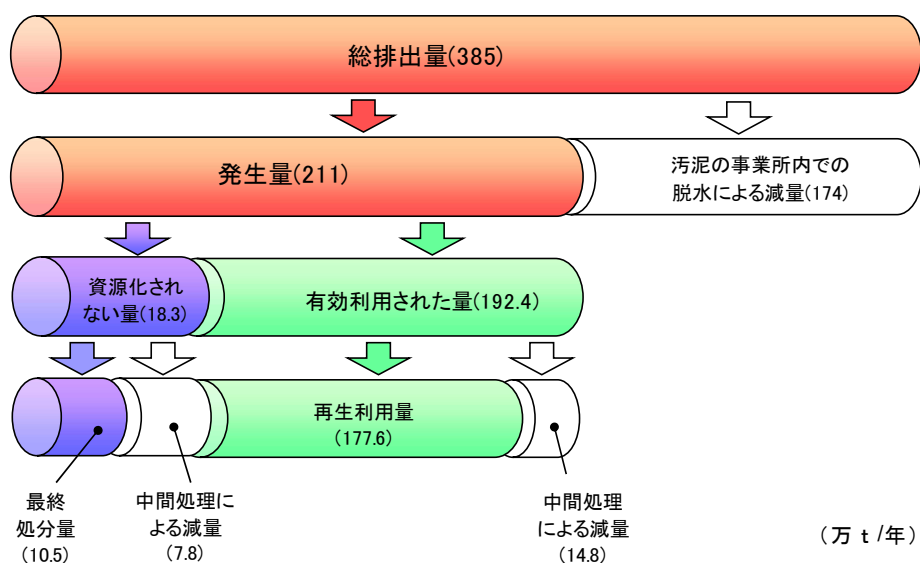


図 産業廃棄物の発生および処理・資源化フロー（平成 30 年度）

③目標設定に当たって、その設定の基礎とした各種指標の考え方

産業廃棄物の各指標の関係

		実績						第4次計画の目標値・参考指標	将来予測値		目標値・参考指標
		H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R2 2020	R2 2020	R7 2025	R7 2025
参考指標	総排出量(万t)	366	361	368	366	377	385	365	387	388	385
	農業	28	28	27	28	31	31		30	27	
	鉱業	33	32	32	30	28	28		27	24	
	建設業	118	102	105	100	104	108		109	111	
	製造業	76	85	88	85	87	88		88	93	
	水道業	99	100	101	106	112	112		115	115	
	その他	11	14	16	16	15	18		18	17	
参考指標	発生量(万t)	202	201	204	195	202	211	203	210	211	209
参考指標	再生利用量(万t)	177	167	169	165	169	178	177	177	177	176
参考指標	再生利用率(%)	48	46	46	45	45	46	49	46	46	46
	有効利用率(%)	92	90	90	89	90	91		91	91	
★目標値	最終処分量(万t)	7.9	8.6	8.8	9.0	9.6	10.5	7.4	10.5	10.7	9.8
	最終処分率(%)	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.0	2.7	2.8	2.5



発生量：総排出量のうち、汚泥については排出事業所内での脱水した後の量としたもの

有効利用率：「有効利用された量」を「発生量」で除したもの

図 産業廃棄物の各指標の構造（値は平成30年度）

【参考指標】総排出量		
考え方		産業廃棄物の年間の総排出量を示すもの。
設定根拠	予測	業種別の平成 25～29 年度の経済指標（県内総生産）および排出量の傾向を基に、今後も同様に推移すると仮定し算出しました。
	目標	令和 7 年度の将来予測値の総排出量はやや増加が見込まれますが、建設業を中心に排出事業者における発生抑制の取組を促進し、将来予測値の総排出量の約 1 % 減の 385 万 t としました。
	達成時点	

【参考指標】発生量		
考え方		総排出量のうち、汚泥については排出事業所内で脱水した後の年間量を示すもの。
設定根拠	予測	各業種別の汚泥排出量に対する脱水による減量率が将来も現状（平成 30 年度）と同じであると仮定して予測を行いました。
	目標	目標達成時の総排出量に対して、予測値と同率の減量率を乗じて算出しました。
	達成時点	目標達成時の発生量＝目標達成時の総排出量－（目標達成時の総排出量×汚泥脱水減量率（予測））

【参考指標】再生利用量（再生利用率）		
考え方		廃プラスチック類およびがれき類、建設系混合廃棄物等の分別・選別によるリサイクルの推進による再生利用率の向上を示すもの。
設定根拠	予測	各業種別および種類別における排出量に対する再生利用率が将来も現状（平成 30 年度）と同じであると仮定して予測を行いました。
	目標	再生利用量は、最終処分量と反比例の関係にあることを踏まえ、産業廃棄物の種類毎に、過年度の最終処分率実績を参考に、達成可能な目標とする最終処分率および最終処分量を求め、算出しました。
	達成時点	再生利用率は、目標達成時の総排出量および再生利用量から算出しました。

資料編 2

令和 2 年度 滋賀県廃棄物処理計画に係る県民アンケート調査結果

1. 調査目的

- 県民のごみ減量に対する意識や実践行動の状況等を把握することで、第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定や各種施策の検討に当たっての基礎資料とする。

2. 調査対象

- 県民の満18歳以上の男女2,000人
※県内地域 7 ブロックごとの人口比を基に、調査協力した事業者に登録されているモニターから抽出。

3. 調査時期、調査方法

- 令和 2 年 8 月にインターネット調査で実施

4. 調査項目

- 問（1）循環型社会を進めていくことについて
- 問（2）～（3）ごみの減量について
- 問（4）レジ袋全面有料化について
- 問（5）～（6）プラスチックについて
- 問（7）～（9）食品ロスについて
- 問（10）新型コロナウイルスの影響によるごみに関する意識・行動の変化について

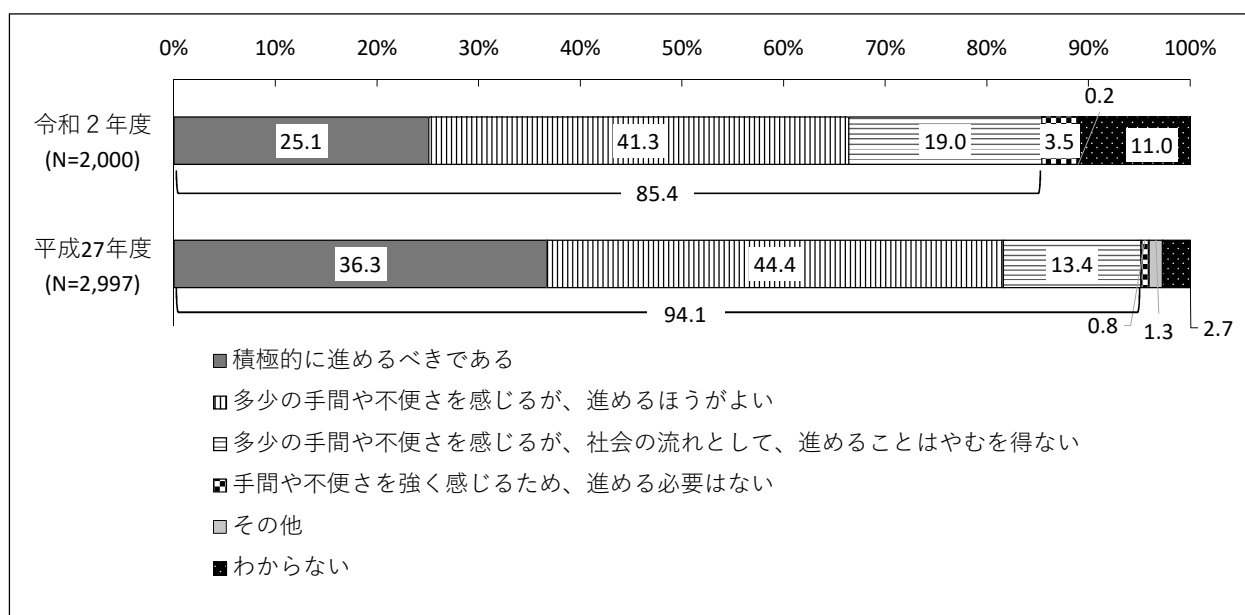
5. 調査結果の概略・考察

- 循環型社会づくりを進めることについての考え（問（1））では、「多少の手間や不便さを感じるが、進めるほうがよい」が41.3%で最も多く、次いで「積極的に進めるべきである」が25.1%、以下「多少の手間や不便さを感じるが、社会の流れとして、進めることはやむを得ない」が19.0%となっており、全体の8割の人が循環型社会づくりに肯定的な考え方を示している。
- ごみを少なくするために大切だと思うこと（問（2））では、「不要なレジ袋を購入せず、買い物袋を持参したり、余分な包装を断るようにしている」のリフューズの考え方が27.6%で最も多く、次いで「食料品や日用雑貨などで詰め替え用製品を積極的に利用し、使い捨て用品をなるべく使わないようにしたり、食料品の買いすぎ、作りすぎをせず、残り物も上手に使い切る」が24.3%になっている。
平成27年度調査と比較して、「ごみを分別して資源や店頭回収、集団回収」などのリサイクルから「ごみになるものを断る：リフューズ」、「（ごみを発生させない：リデュース）」への関心が高くなっていることを示している。
- ごみを少なくすることについて心がけていること（問（3））では、「買い物袋を持参したり（レジ袋を購入しない）、余分な包装を断るようにしている」が74.6%で最も多く、次いで「詰め替え製品をよく使うようにしている」が55.2%となっている。

- 2020年7月1日のレジ袋全面有料化以降の商品を購入する際の変化（問（４））では、「有料化前からレジ袋をもらわないよう意識していたため、有料化後もほぼ変わらずレジ袋を購入していない」が44.5%で最も多く、次いで「ほとんど購入しなくなった」が33.3%、以下、「必要に応じて購入するようになった」が14.9%となっており、全体の９割の人がレジ袋の使用を控えていることを示している。
- プラスチックが使用されている商品・サービスの過剰への考え（問（５））では、「コンビニ等のレジで、店員がフォーク・スプーンを、商品購入者に必要かどうか確認せず入れる」が35.8%で最も多く、次いで「ネットで購入した商品の梱包材」が35.7%となっている。
- プラスチックごみ削減について地域で積極的に取り組んでほしい考え（問（６））では、「スーパーの生鮮食品の白色トレイ（プラスチック）を紙製にするなど、プラスチックの使用を減らした商品の普及」が39.0%で最も多く、次いで「バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックなど、環境に配慮した素材であることを商品等に明示」が33.1%となっており、脱プラスチック商品の普及及びその商品を消費者が容易に選べる取り組みに期待されていることを示している。
- 食品ロス問題（問（７））については、「知っている」が81.0%（「よく知っている」26.3%+「ある程度知っている」54.7%）となっており、令和２年１月に実施された消費者庁の全国値（80.2%）と同程度となっている。
- 食品ロスを減らす取り組み（問（８））では、「残さずに食べる」が65.8%で最も多く、以下、「冷凍保存を活用する」が45.3%、「賞味期限を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」が44.2%、「料理を作り過ぎない」が41.8%となっている。
食品ロス問題の認知度（問（７））と食品ロスを減らす取り組み（問（８））との関係を集計したところ、食品ロス問題を「知っている」「ある程度知っている」と回答し、「食ロスを減らすために取り組んでいる」と回答した割合は78.3となっている。
- フードバンク活動（問（９））については、「知っている」が40.9%（「よく知っている」6.6%+「ある程度知っている」34.3%）となっており、令和２年１月に実施された消費者庁の全国値（44.7%）と同程度となっている。
食品ロス問題の認知度（問（７））とフードバンクの認知度（問（９））との関係を集計したところ、食品ロス問題を「知っている」と回答した人では、フードバンク活動を「知っている」と回答した割合が48.4%（「よく知っている」7.8%+「ある程度知っている」40.6%）となっている。
一方、食品ロス問題を「知らない」と回答した人では、フードバンク活動を「知っている」と回答した割合が8.9%（「よく知っている」1.3%+「ある程度知っている」7.6%）となっている。
- 新型コロナウイルスの影響によるごみに関する意識・行動（問（10））については、何等かの「変化や気づいたことがあった」人が57.3%（100-「特に変わったことや気づいた点はない」が42.7%）となっている。
変化については、「あなたや御家族の在宅時間が長くなったことで、ごみの量が増えた（又は、増えた気がする）」が24.6%で最も多く、次いで「家庭での調理が増え、生ごみの量が増えた（又は、増えた気がする）」が18.7%となっている。

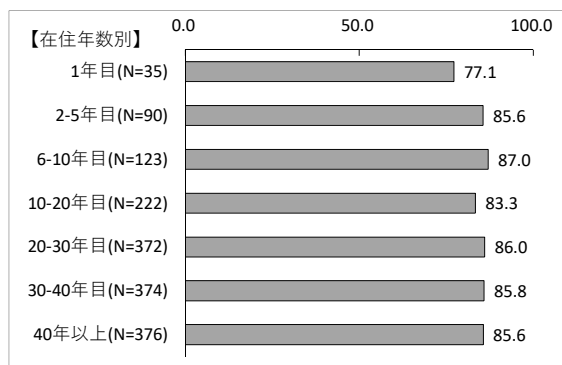
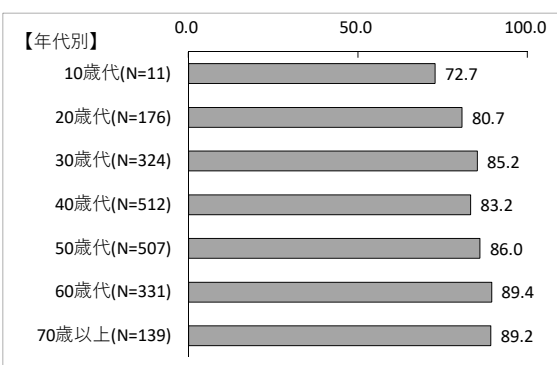
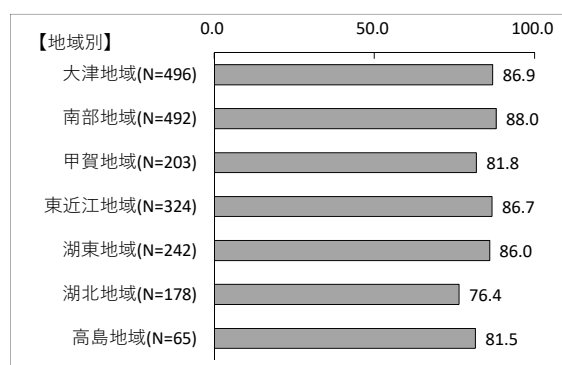
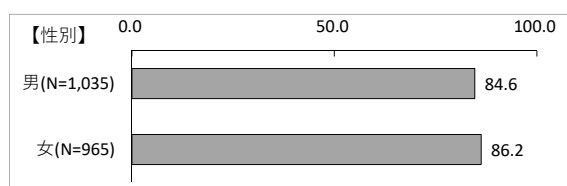
6. 調査結果

(1) 循環型社会を進めていくことについて、あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。

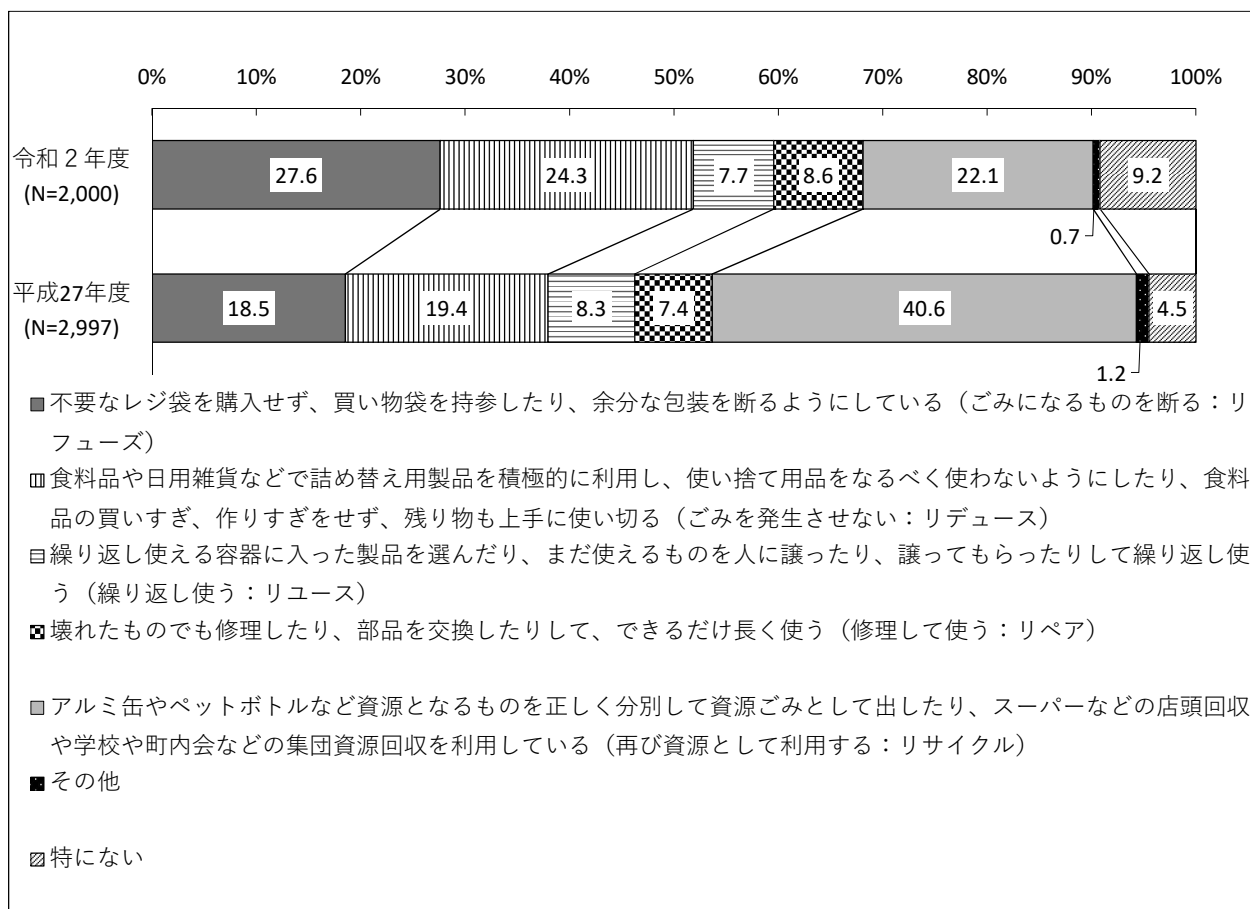


平成27年度：「第48回滋賀県政世論調査（滋賀県）」（以下、同様）

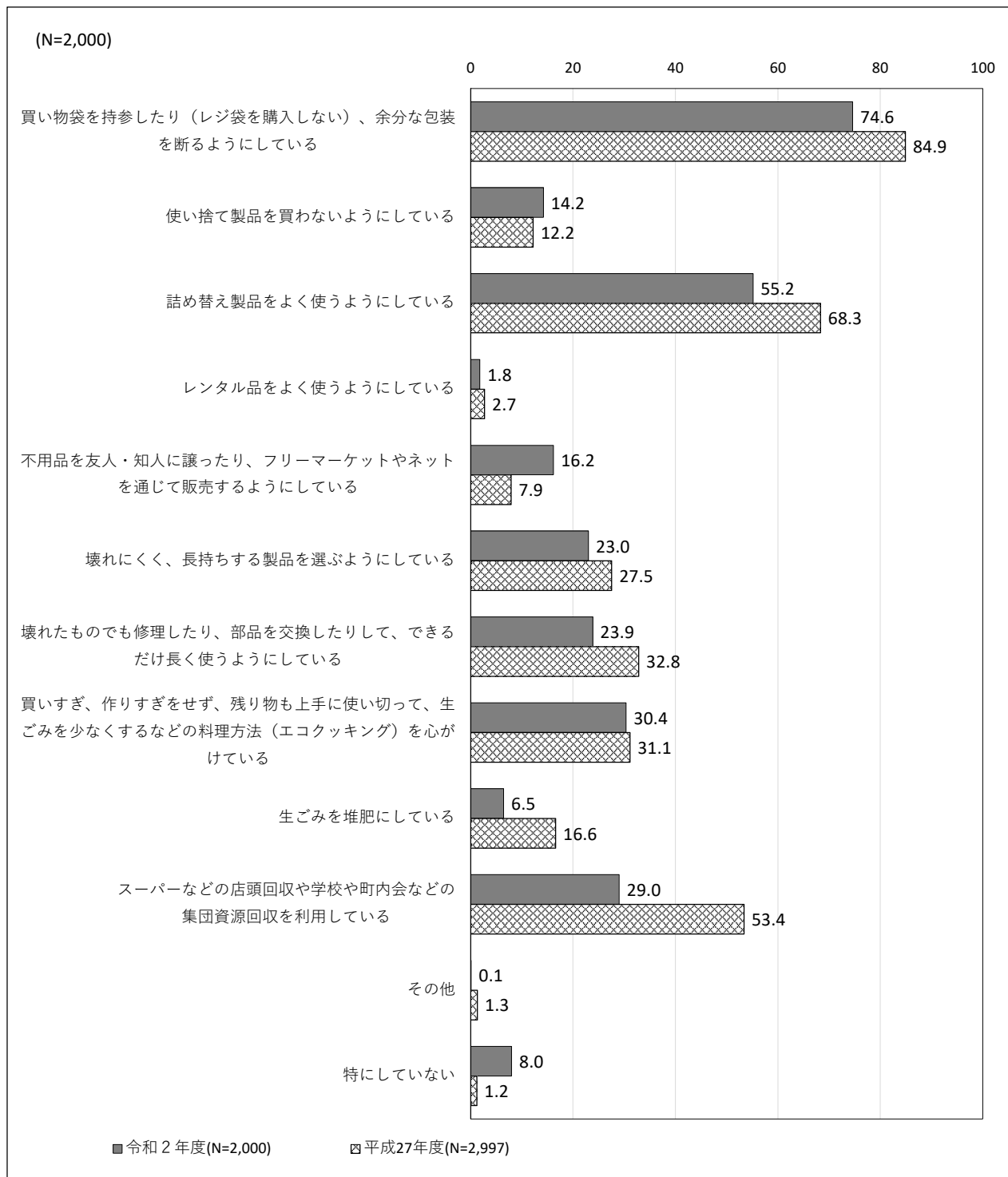
■ 循環型社会を「進めるべきである、進める方がよい、進めることはやむを得ない」と回答した人の属性別の回答率



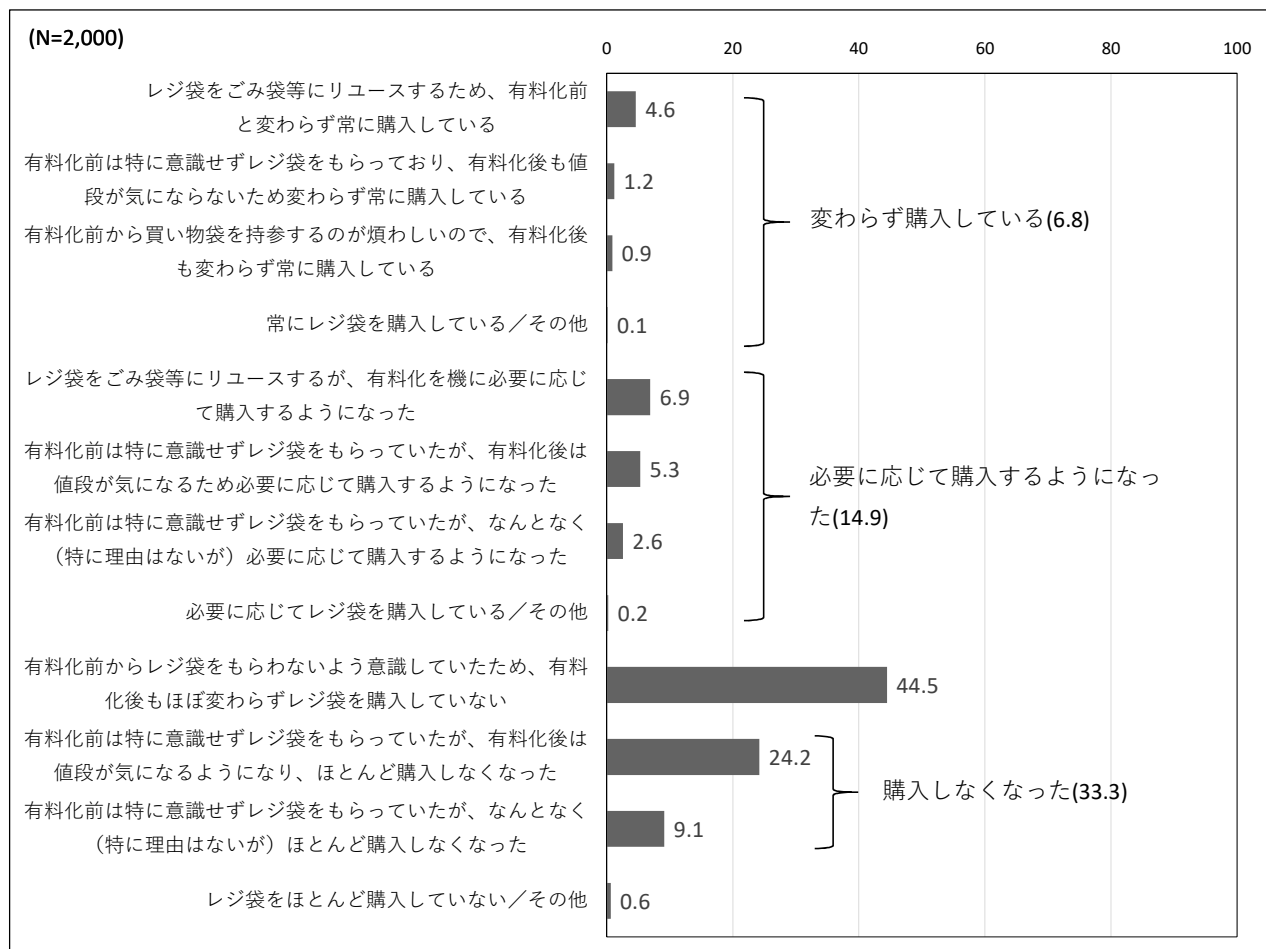
(2) あなたがごみを少なくするために最も大切だと思うことは何ですか。1つだけ選んでください。



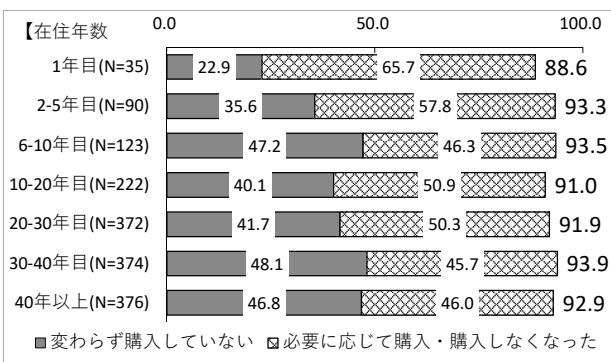
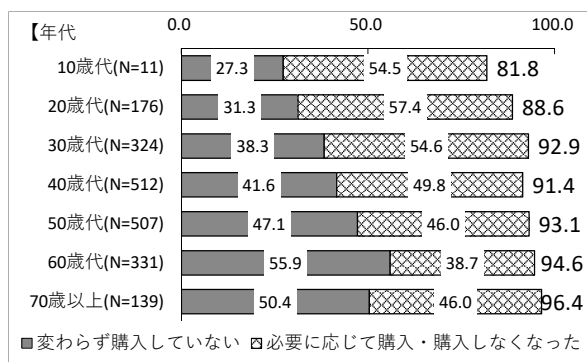
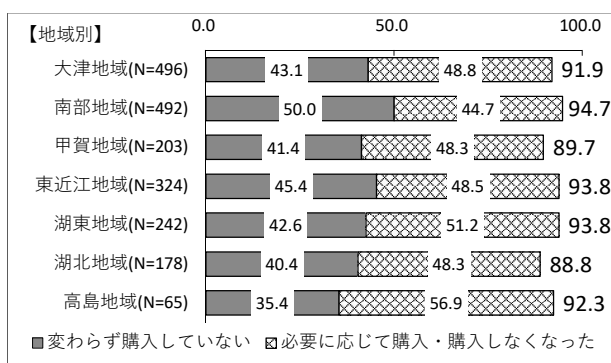
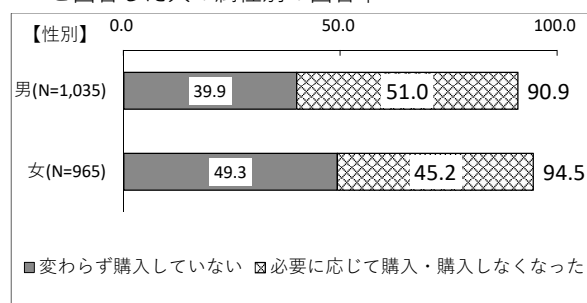
(3) あなたが日頃の暮らしの中で、ごみを少なくするために心がけていることは何ですか。あてはまるものをすべて選んでください。



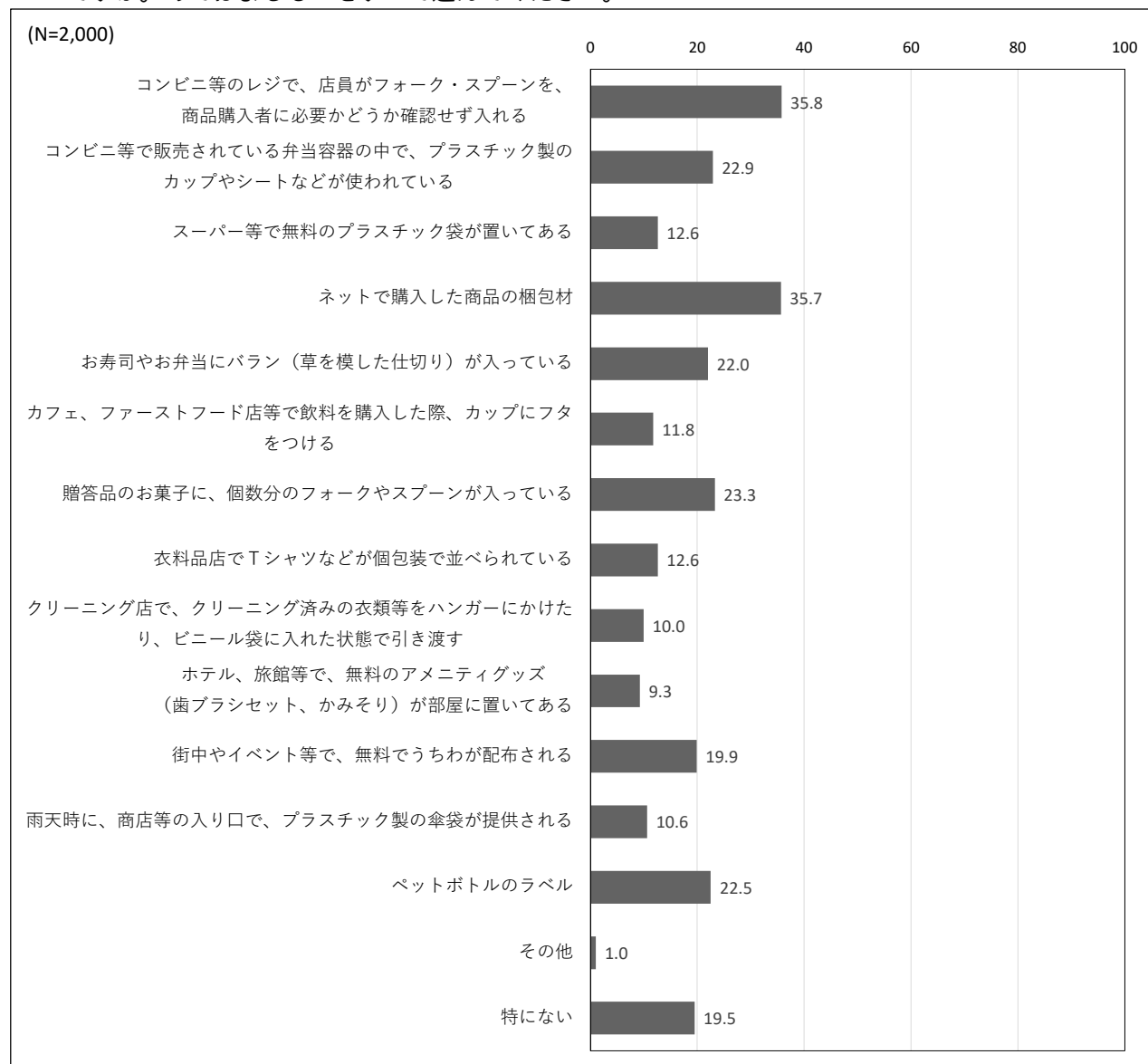
(4) 2020年7月1日のレジ袋全面有料化のスタートから現在まで、あなたが商品を購入する際にレジ袋を購入しているかどうかとその理由について、最も近いものを1つだけ選んでください。



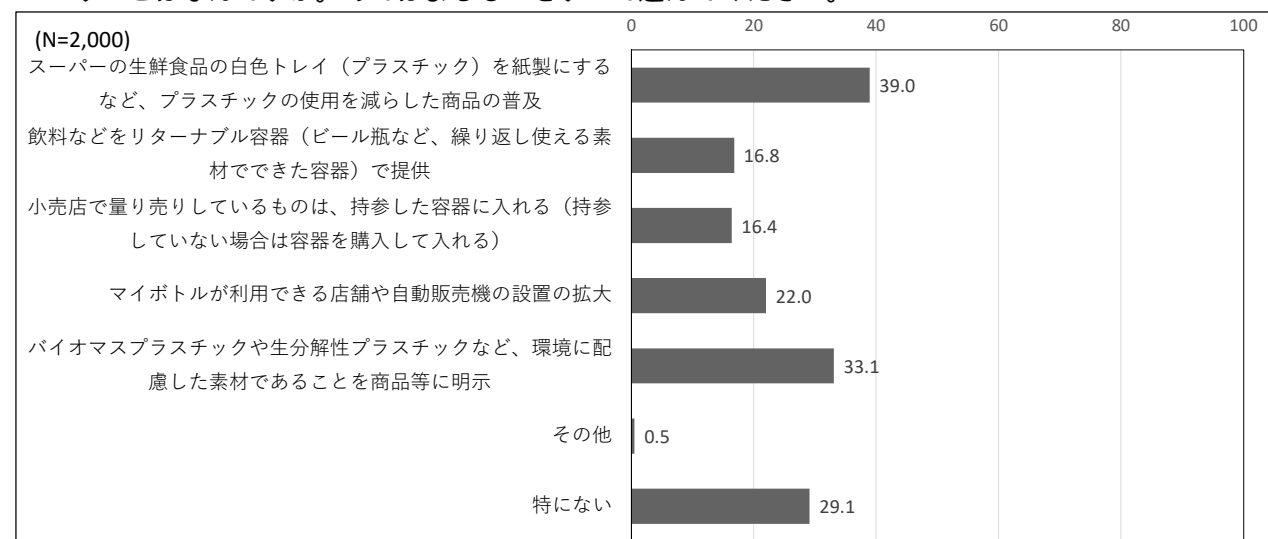
■ 商品を購入する際に「変わらず購入していない、購入しなくなった・必要に応じて購入するようになった」と回答した人の属性別の回答率



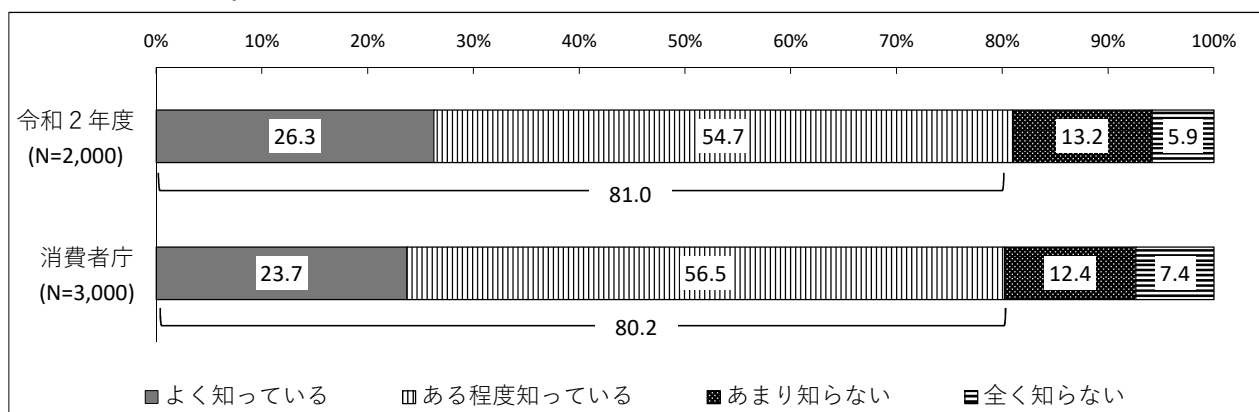
(5) プラスチックが使用されている商品・サービスについて、あなたが「過剰である」と思うものはなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。



(6) プラスチックごみの削減に関する取組について、あなたの住む地域で積極的に取り組んでほしいと思うことはなんですか。あてはまるものをすべて選んでください。

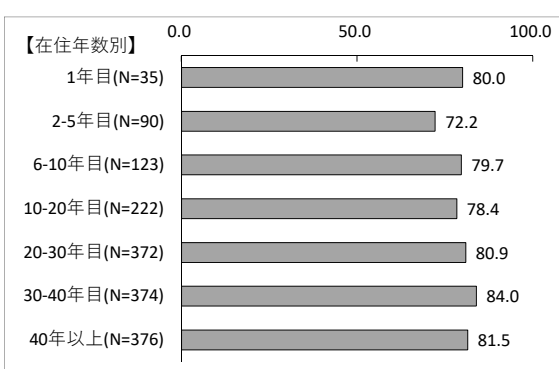
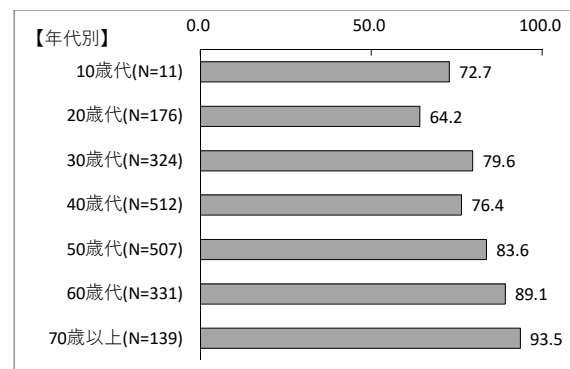
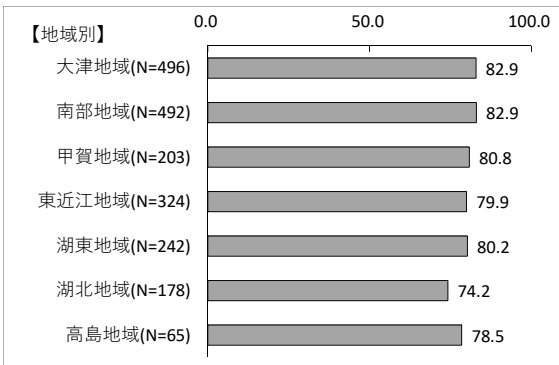
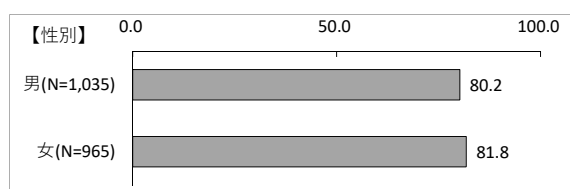


(7) あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていましたか。あてはまるものを1つだけ選んでください。

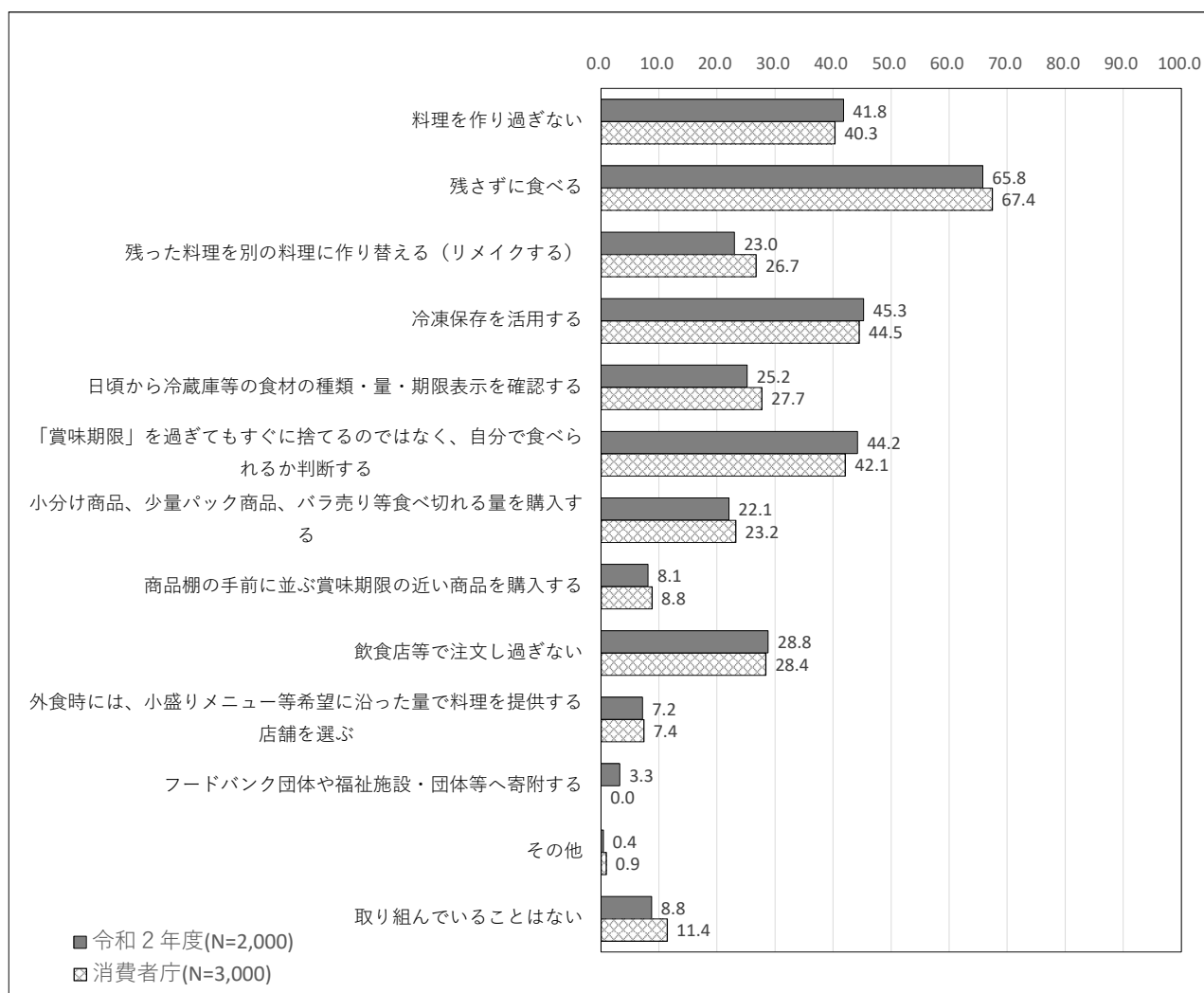


消費者庁：「令和元年度 消費者の意識に関する調査結果報告書 -食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査- 消費者庁 令和2年1月調査実施」（以下、同様）

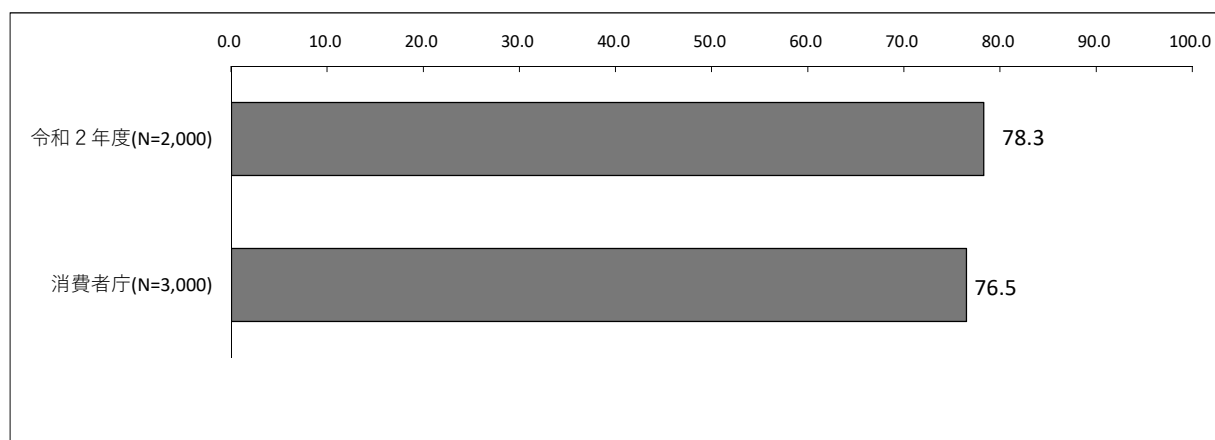
■ 食品ロスが問題となっていることを「知っている、ある程度知っている」と回答した人の属性別の回答率



(8) あなたは、「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか。あてはまるものをすべて選んでください。

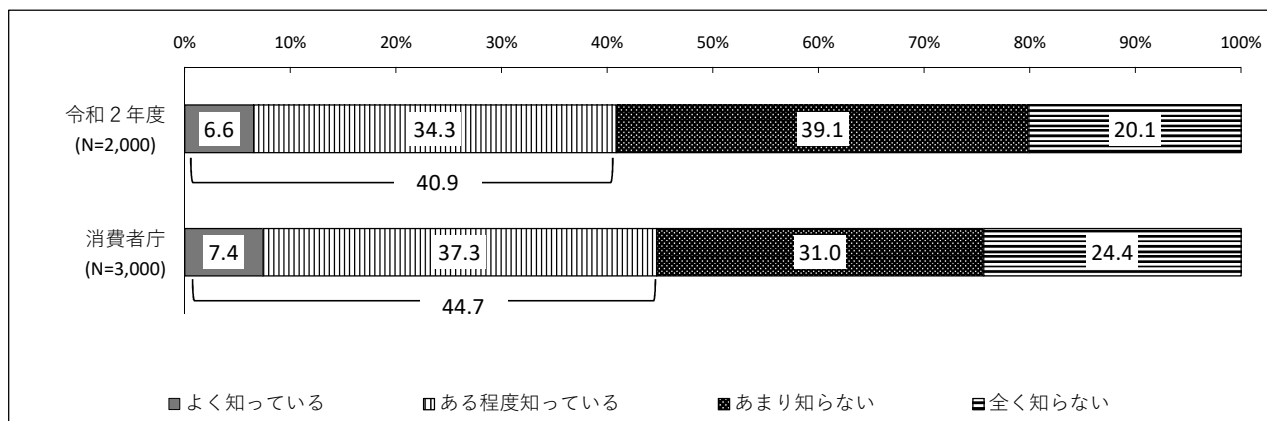


■ 食品ロス問題を「知っている、ある程度知っている」と回答し、食品ロス削減のために行動している人の全回答者数に対する割合*

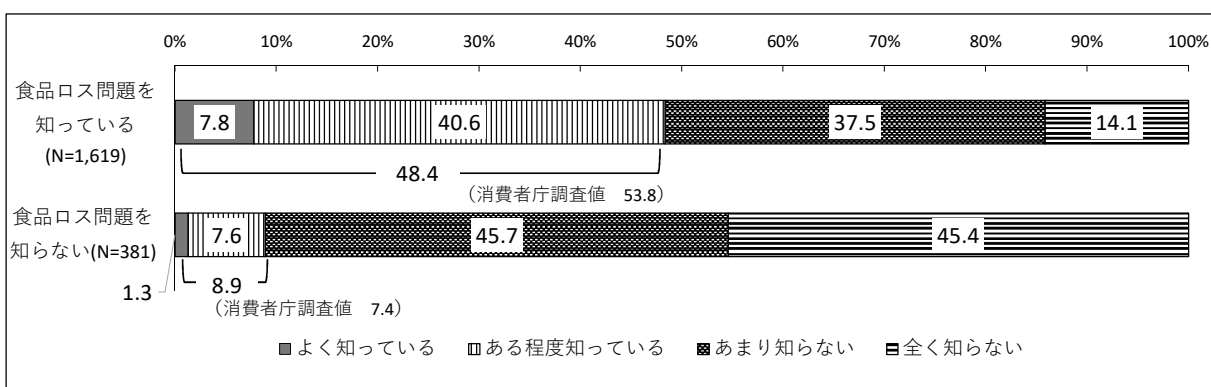


* 『食品ロス問題を「知っている、ある程度知っている」と回答し、食品ロス削減のために行動している人』 / 『(N)標本数』

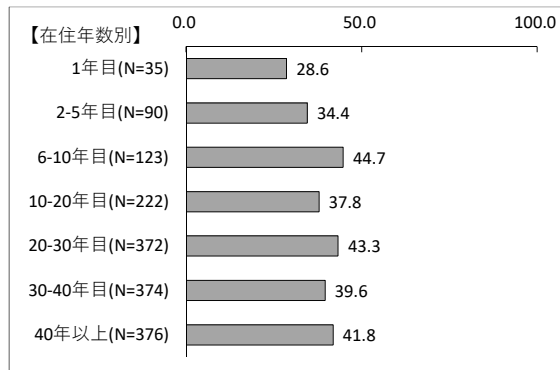
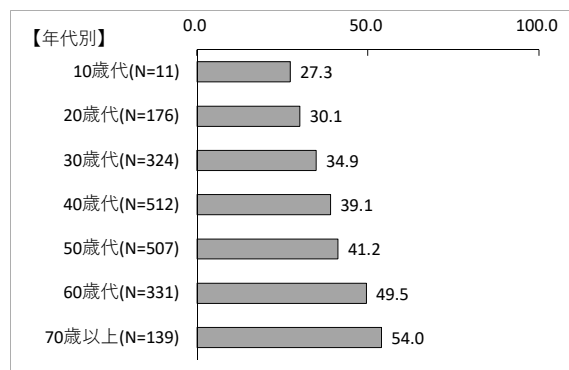
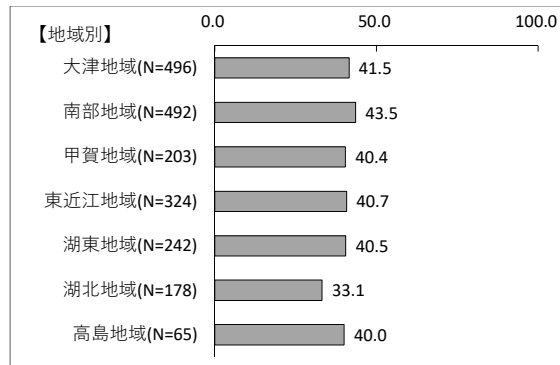
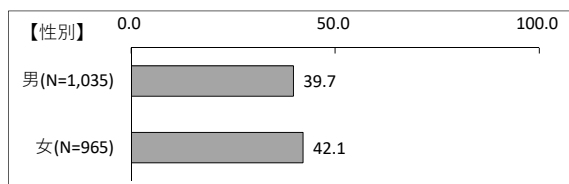
(9) あなたは、フードバンク活動を知っていますか。あてはまるものを1つだけ選んでください。



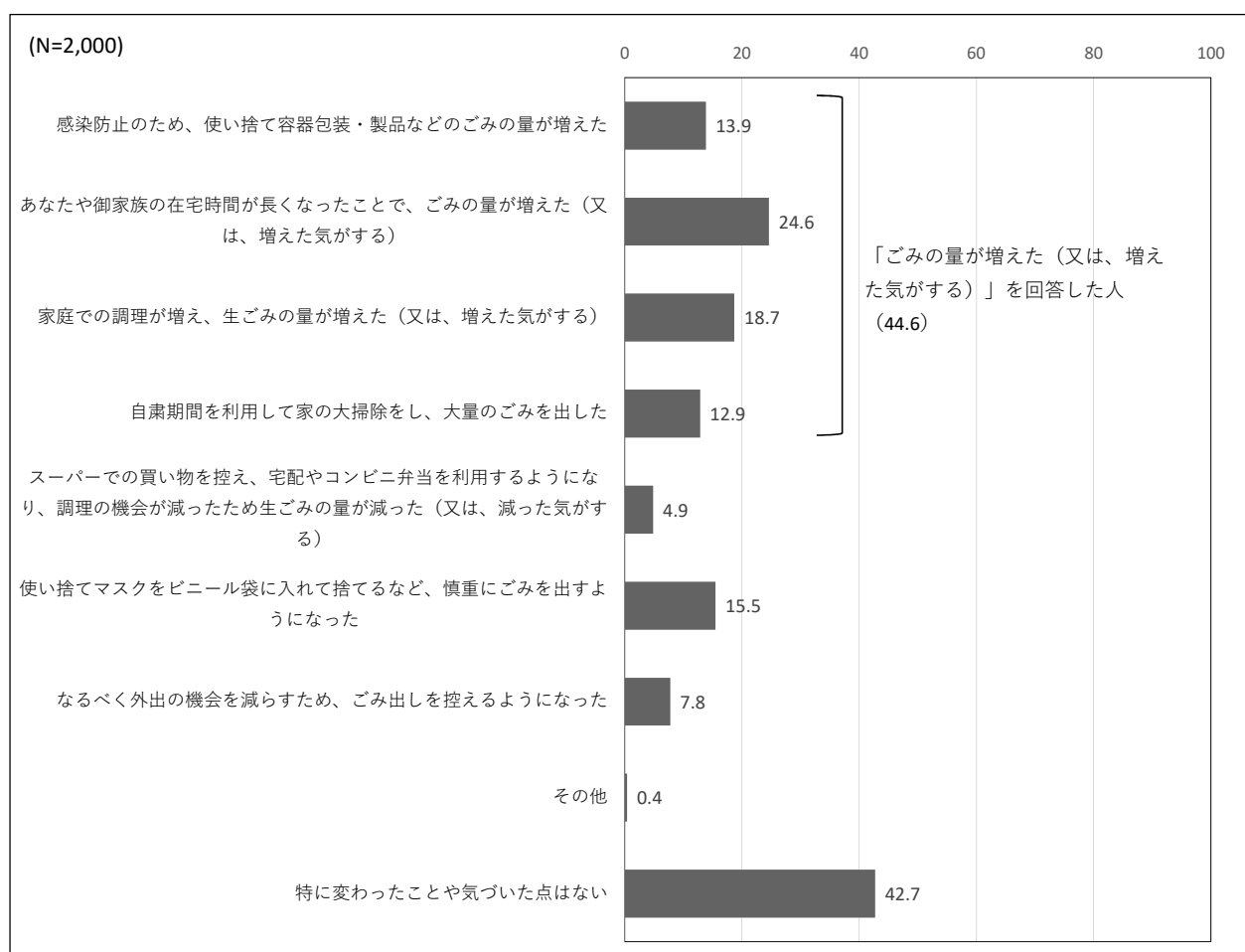
■ 食品ロス問題を「知っている、ある程度知っている」と回答した人のフードバンクの認知の回答率



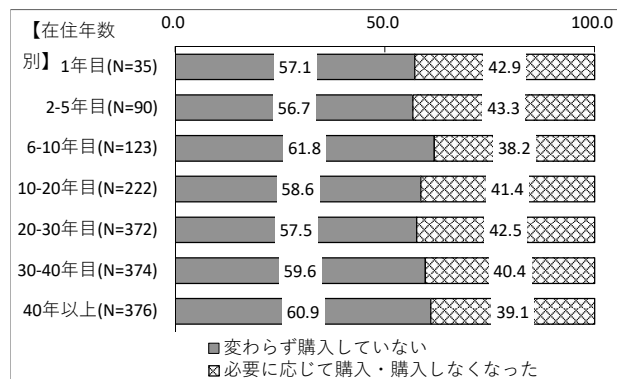
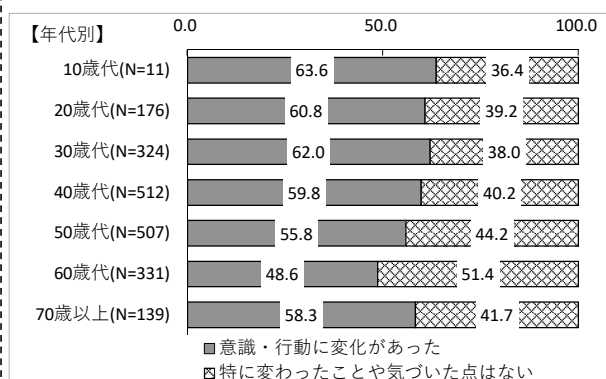
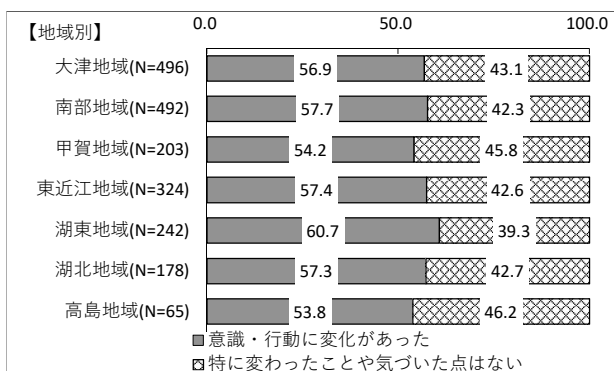
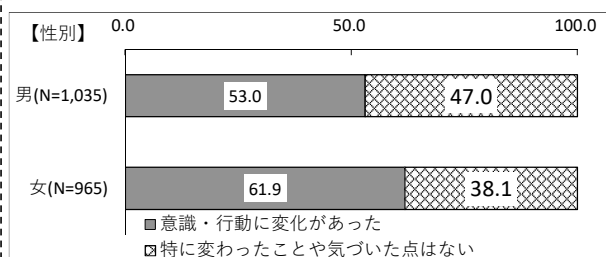
■ フードバンク活動を「知っている、ある程度知っている」と回答した人の属性別の回答率



(10) 新型コロナウイルスの影響により、あなたのごみに関する意識・行動に変化があったと思うこと又は気づいた点について、あてはまるものをすべて選んでください。



■ 新型コロナウイルスの影響により、ごみに関する意識・行動の変化の有無別・属性別の回答率



資料編 3 環境審議会での審議経過等

第五次滋賀県廃棄物処理計画策定に係る滋賀県環境審議会での審議経過

日 時	経 過
令和 2 年 2 月 25 日	●知事から環境審議会会長へ諮問
令和 2 年 3 月 17 日	○第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について ○第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について
令和 2 年 7 月 22 日	○第五次滋賀県廃棄物処理計画策定の方向性について
令和 2 年 9 月 14 日	○第五次滋賀県廃棄物処理計画（骨子案）について
令和 2 年 11 月 4 日	○第五次滋賀県廃棄物処理計画（素案）について
令和 3 年 1 月 29 日	○第五次滋賀県廃棄物処理計画（答申案）について
令和 3 年 2 月 9 日	●環境審議会会長から知事へ答申

滋賀県環境審議会 廃棄物部会委員（令和 3 年 2 月現在）

氏 名	主な職	備考
奥田 克実	一般社団法人滋賀県建設業協会副会長	
櫻井 洋一	近畿地方環境事務所長	
芝原 茂樹	一般社団法人滋賀県産業資源循環協会理事	
野瀬 喜久男	滋賀県町村会（甲良町長）	
橋川 涉	滋賀県市長会（草津市長）	
橋本 征二	立命館大学理工学部教授	
樋口 能士	立命館大学理工学部教授	
松四 雄騎	京都大学防災研究所地盤災害研究部門准教授	
溝口 宏樹	近畿地方整備局長	
南村 多津恵	公募委員	
山本 芳華	平安女学院大学国際観光学部准教授	
吉原 福全	立命館大学理工学部教授	部会長
米村 猛	近畿経済産業局長	
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会水環境研究部顧問	

（五十音順）

＜諮問文＞

滋 循 第 6 0 号
令和 2 年(2020 年)2 月 25 日

滋賀県環境審議会
会長 仁連 孝昭 様

滋賀県知事 三日月 大造

第五次滋賀県廃棄物処理計画について（諮問）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第 5 条の 5 第 1 項で、都道府県は区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画を定めなければならないとされており、本県では平成 27 年度に貴審議会の答申を受けて「第四次滋賀県廃棄物処理計画」を策定し、廃棄物の発生抑制や再使用の取組強化およびリサイクルの推進や適正処理の徹底に努めてきたところです。

このような中、昨年、本県では環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めた滋賀県環境総合計画を改定し、「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」を目指す将来の姿とした上で、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」を目標としました。また、国においては、平成 30 年 6 月に循環型社会形成推進基本計画が改定され、持続可能な社会づくりとの統合的取組をはじめ 7 つの方向性の実現に向けて、各主体との連携の下、総合的な施策を政府全体で一体的に実行していくとされているところです。

このような状況を踏まえ、新たに令和 7 年度を目標年度とする次期廃棄物処理計画を策定することとし、廃棄物処理法第 5 条の 5 第 3 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

＜答申文＞

滋 環 審 第 3 号
令和3年(2021年)2月9日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県環境審議会 会長 仁連 孝昭

第五次滋賀県廃棄物処理計画の策定について（答申）

令和2年(2020年)2月25日付け滋循第60号で諮問されたこのことについては、当審議会で慎重に議論を重ね、別添のとおり審議結果を取りまとめましたので、答申します。

つきましては、計画策定にあたり、この答申をできる限り反映し、循環型社会の形成に向けて、滋賀県における廃棄物処理や資源循環に関する対策を総合的かつ計画的に推進されることを期待します。